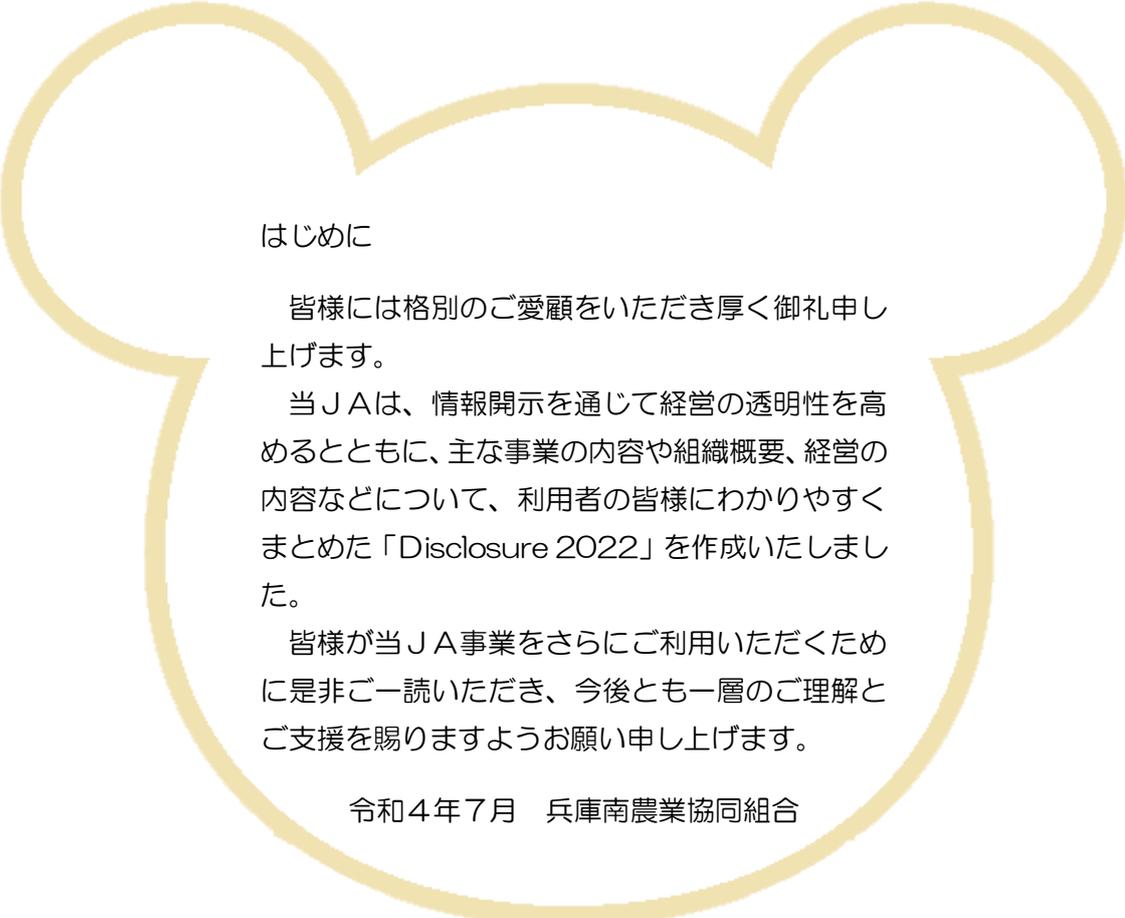


Disclosure 2022

(令和3年度決算)



はじめに

皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

当JAは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆様にわかりやすくまとめた「Disclosure 2022」を作成いたしました。

皆様が当JA事業をさらにご利用いただくために是非ご一読いただき、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月 兵庫南農業協同組合

CONTENTS

ごあいさつ

1	経営理念	4
2	経営方針	5
3	経営管理体制	7
4	事業の概況（令和3年度）	7
5	事業活動のトピックス（令和3年度）	12
6	農業振興活動	15
7	地域貢献情報	16
8	リスク管理の状況	18
9	自己資本の状況	23
10	主な事業の内容	24

J Aの概況

1	沿革・あゆみ	40
2	機構図	42
3	組合員組織の状況	43
4	組合員数	44
5	役員一覧・職員数	44
6	特定信用事業代理業者の状況	44
7	事務所の名称及び所在地	45

経営資料

I 決算の状況	VI 連結情報
1 貸借対照表	1 グループの概況
2 損益計算書	(1) グループの事業系統図
3 注記表	(2) 子会社等の状況
4 剰余金処分計算書	(3) 連結事業概況（令和3年度）
5 財務諸表の正確性等にかかる確認	(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標
6 部門別損益計算書	(5) 連結貸借対照表
7 会計監査人の監査	(6) 連結損益計算書
	(7) 連結剰余金計算書
II 損益の状況	(8) 連結キャッシュ・フロー計算書
1 最近の5事業年度の主要な経営指標	(9) 連結注記表
2 利益総括表	(10) 農協法に基づく開示債権
3 資金運用収支の内訳	(11) 連結事業年度の事業別経常収益等
4 受取・支払利息の増減額	2 連結自己資本の充実の状況
	(1) 自己資本の構成に関する事項
III 事業の概況	(2) 自己資本の充実度に関する事項
1 信用事業	(3) 信用リスクに関する事項
2 共済事業	(4) 信用リスク削減手法に関する事項
3 購買事業	(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
4 販売事業	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項
5 保管事業	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項
6 加工事業	(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項
7 利用事業	(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
8 農業経営事業	(10) 金利リスクに関する事項
9 有線放送事業	
10 福祉・介護事業	
IV 経営諸指標	
1 利益率	
2 貯貸率・貯証率	
V 自己資本の充実の状況	
1 自己資本の構成に関する事項	
2 自己資本の充実度に関する事項	
3 信用リスクに関する事項	
4 信用リスク削減手法に関する事項	
5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	
6 証券化エクスポージャーに関する事項	
7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
9 金利リスクに関する事項	
	法定開示項目掲載ページ一覧
	118



ごあいさつ

令和4年度も
「JAがあって良かった！」と
評価いただける協同組合を
めざして

組合員の皆様へ

酷暑の候、組合員の皆様には益々ご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

ここに令和3年度の協同の成果と令和4年度の事業計画などについてご報告いたします。JA兵庫南の「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします」という経営理念のもと、全役職員が一丸となり事業に邁進した結果、事業利益9億5千万円を確保することができました。平成26年度から実施しています事業分量配当金（利用高配当）は、7千5百万円とさせていただきます。なお、共済事業につきましては保障内容の多様化により利用高配当への換算が困難になっていることや組合員出資情報との名寄せに不整合が生じる可能性が多くなり本年は対象外とさせていただきます。しかし、共済事業も利用高配当の対象とするべきとのご意見も多く、現在、システム対応を整えるなどして来年度の復活に向けて尽力しているところです。

さて、未だ新型コロナウイルスの収束が見えず、わが国においても暮らしや経済活動に影響を及ぼしております。当JAとしましても、引き続き、感染拡大の防止に努めるとともに、農業生産の継続支援や信用・共済・福祉事業により、組合員の暮らしを支える活動を展開し、組合員・地域住民の皆様と共にこの難局に臨んでいく所存であります。

令和3年度、営農事業では営農渉外係を中心に直売所出荷や契約栽培の拡大について生産農家への提案を行いました。県の農業施設貸与事業の活用、さらにはJA兵庫南独自のハウス導入支援事業や農業融資相談の実施などにより、農業生産の拡大に向けた取り組みを強化しました。また、「援農ボランティア」や「農福連携」についても引き続き取り組みました。

信用事業においては、年金受給口座の増加が大きく寄与し、貯金残高は143億円増加し6,861億円に、貸出金においては、農業者向け融資のアグリマイティー資金や住宅ローンの利用拡大などにより残高が73億円増加し1,759億円となりました。アグリマイティー資金については最大3年間無利息を令和4年度も継続しますのでぜひご利用をお願いいたします。

共済事業においては、ライフアドバイザーを中心とした保障点検活動により生存系分野の契約者数が増加し、新契約で1,688万ポイントの成果を収めることができました。

福祉事業では、JAらしさを活かした取り組みとして全ての施設において園芸療法を取り入れ、社会福祉法人稲穂会と連携しながら地域包括ケアの一翼を担っています。

組合員数については、全国的には人口減少に伴い平成29年度より組合員総数が減少に転じる中、当JAでは389人増加し62,544人となりました。JAに出資し、事業を利用し、運営に参画するという協同組合本来の姿をめざして、これからも総合的に事業を行う地域に密着した農業協同組合として、組合員とともに協同活動を展開してまいります。

近年、農業の難しさを再認識させられています。令和3年産米については仮渡金が大幅な減額となりました。消費量の減少により、作付け面積を減らしても需要を上回る生産量となっているからです。しかし国の食料自給率は下がっており37%となっています。国の安定は国民への安心安全な食料を安定して供給することが大前提です。世界的人口増加、紛争や災害により食料輸入は将来にわたり確約されるものではありません。令和4年度は、米・麦出荷と予約肥料に対し緊急支援対策を実施します。

令和3年10月29日に第29回JA全国大会が開催され、JAグループでは「国消国産」を提唱しています。国内で消費するものは出来るだけ国内で生産しようというものです。人一人当たりの耕作面積が小さい日本の農家が再生産可能な所得を確保できるよう、国民のみなさんに国産農畜産物の価値を理解してもらって積極的に国産を選択してもらおうという食農教育などの情報発信を強化していきます。また、「国消国産」は農畜産物の移送においてCO₂の排出が少なく環境保全にもつながります。これはSDGsの持続可能な開発目標にもピッタリあてはまるものです。ぜひ組合員の皆様には「国消国産」に理解をお願いします。

令和4年度も引き続き「JA兵庫南があって良かった！」と言っていただける協同組合をめざして全役職員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

組合員の皆様におかれましては、協同活動へのより一層の参加・参画を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

令和4年7月吉日

兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 中村 良祐

1. 経営理念

1. 経営理念

『組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、
人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします』

- 経済の国際化にともなう環境変化や農業をとりまく環境の変化、さらに高齢化社会の到来など、将来に対する不安が募り不安定な状況が続いています。このような時代においてJAは、組合員と共に繁栄し、「安心」して「安全」な商品やサービスを「安定」的に利用していただくための経営努力を続けてまいります。
- 農業は、大地、水、空気、太陽など自然の恩恵を受けて成り立つ産業です。新鮮で安全な農産物の供給、人とのふれあいを大切に、人間関係を深め地域社会への貢献を通じて、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりに取り組んでいきます。

2. メインテーマ

『農業を基軸とした地域協同組合の実現』

3. 基本方針

- I 『JA総力を挙げた持続可能な地域農業の発展』
- II 『地域の活性化に貢献できる総合事業の発展』
- III 『環境の変化に対応できる経営改革の実践』

4. 職員行動規範

『感謝・挑戦・自律』

常に感謝の念を持ち、何事にもチャレンジの姿勢を忘れず、
自ら考え責任ある行動をします。

2. 経営方針

●基本方針

新型コロナウイルスの感染拡大等により社会・経済環境が著しく変化するなど、JAを取り巻く環境は大きく変化しています。そのような状況下において、当JAにおいても、組合員・利用者の皆様との対面取引を基本としながら、信用事業におけるJAバンクアプリや共済事業におけるWebマイページなど、非対面取引についても普及拡大を行ってきました。

少子高齢化による人口減少が進む中、当JAの組合員構成においては、70歳以上の組合員が44%を占める状況となっています。正組合員は年々減少している一方、准組合員は着実に増加しており、准組合員比率は約77%となりました。今後、担い手農家などの正組合員の皆様はもちろんのこと、准組合員の皆様からも意見を聴く機会を増やし、経営に反映させていきます。

また、令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」の実現に向けて政府は、農協の役員や総代における女性の割合向上を一層推進することとし、当JAにおいても役員及び総代の選出方法の検討を始めました。女性総代については令和8年総代改選時、女性役員については令和9年改選時に、それぞれ15%以上となるよう協議を進めてまいります。

環境面については、平成27年9月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。SDGsの取り組みは、JAの基本価値を共有するものとして「JAグループSDGs取組方針」を策定し、JAグループ全体で取り組みを進めております。当JAでは広報誌「ふぁ～みん」に特集記事を掲載するとともに、令和3年11月に開催した総代研修会においても「JA兵庫南はいかにしてSDGsに取り組むべきか」を講演テーマに、多くの総代の皆様にご参加いただきました。令和4年度についてもSDGsを意識した事業活動を行ってまいります。

令和4年1月1日には、系統金融機関向けの総合的な監督指針が改正され、持続可能な収益性と将来にわたる健全性の確保や自己改革実践サイクルの構築など、一層の経営基盤の強化・確立が求められています。当JAにおいては、第8次中期経営計画や第8次地域営農振興計画の最終年度として、組合員の声に耳を傾け、自己改革に取り組んでいます。そして、第35回兵庫県JA大会において決議された「不断の改善・改革をすすめる経営基盤強化」を踏まえ、運営効率化や生産拡大に取り組みながら、営農経済事業の部門別損益の改善に取り組んでいきます。

JA兵庫南は、今後とも多様な組合員の声をJA運営に反映し、地域農業の振興に努めるとともに、将来にわたって持続可能な経営基盤を確立・強化し、地域に根ざしたJAをめざします。そして、チャレンジ精神をもってJA兵庫南のキーワード「自分とJAの未来を切り拓こう」を念頭に、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

● 営農経済事業方針 ●

令和4年度は、第8次地域営農振興計画最終年度として、営農指導を強化するため、「営農指導員育成強化プラン」を活用し、営農指導体制の構築と担い手の育成・支援に取り組みます。営農渉外係を中心に営農経済センター、農産物直売所、営農施設が連携し「販売力の強化」「生産力の拡大」「担い手の育成と支援」「生産性の向上と生産コストの削減」などに取り組み、農業者の所得増大をめざします。

穀類の栽培講習会等を活用した栽培管理の指導と生育調査や病虫害発生予察を活用した適期作業の徹底を図ることを目的に新たに農業情報メール配信を行い、単位収量の増加と品質の向上をめざします。また、JA全農営農管理システム（Z-GIS）を営農組織・大規模農家等に対し普及し、効率的な営農管理の実現に努めます。

地域ブランドであるスイートモーニング（スイートコーン）、いなみ野メロン、清水いちご、志方いちじくについては、販路開拓や有利販売の強化を図るとともに管内直売所を活用した販売促進を行います。また、キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマトの野菜指定産地品目の作付け面積の拡大に取り組みます。

経済事業の収支改善に向けて、令和2年度から取り組んでいる全農施設コンサルの結果を参考に、穀類施設・水稻育苗施設の運営を検証し、ふぁ～みんSHOPの運営形態についても引き続き検討していきます。

● 農業経営事業方針 ●

新規就農者育成ハウスを活用し、新規就農者や新たに施設園芸に取り組む生産者を育成します。体験農場では、景観作物等の栽培を行い、にじいろふぁ～みんの集客人数向上に努めます。にじいろ果樹園では、ブドウ等を生産し、販売するだけでなく、にじいろカフェと連携した加工品の販売を行い集客に努めます。また、果樹園の圃場を活用した栽培講習会を開催し、直売所に不足している果樹類の出荷品目の拡大を図ります。

● 福祉・介護事業方針 ●

高齢化が進む中、組合員の皆様が住み慣れた地域の中で安心して生涯を過ごしていただけるよう、介護福祉事業の充実に取り組むとともに、安心・安全で適切なサービスを継続して提供するために、新型コロナウイルス等の感染症対策を徹底するとともに収支改善に取り組みます。

また、利用者の自立支援と尊厳保持を基本に自立支援型介護の推進を図ります。

● 生活指導事業方針 ●

第8次中期経営計画のメインテーマである「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をより一層発信していくため、地域農業の役割を伝える食農教育や農畜産物の情報、地域の話題をはじめ、JAの各事業の情報を提供することで、地域農業の応援団づくりと地域の活性化に積極的に取り組みます。

● 有線放送事業方針 ●

JA・町・自治会などの地域に根ざした地元色豊かな情報のほか、特殊詐欺への注意喚起など、組合員・利用者の皆様の生命や財産を守るための情報発信に努めます。さらに全国瞬時警報システム（Jアラート）を取り入れるとともに、JAや町主催の行事の紹介等、加入者の皆様の身近な番組を制作します。

● 信用事業方針 ●

持続可能な信用事業収益の確保に向け、早期警戒制度^{*}に対応した取り組みを実施します。組合員・利用者からの相談に寄り添った対応をするための人材を育成し、JAの各事業展開に貢献できる信用事業相談体制づくりをめざします。また、農業融資に関する相談機能を強化することで農業者の農業経営と生活をサポートします。加えて急速に進展するキャッシュレス化や非対面取引拡大に対応すべくJAネットバンク・JAバンクアプリの普及拡大に取り組み、利用者の利便性向上、業務効率の改善による費用削減に努めます。

^{*}早期警戒制度とは、収益性・信用リスク・市場リスク・流動性リスクの4つの視点から、各々設定された基準に該当した金融機関に対し、監督官庁が早い段階で是正措置を求める制度

● 共済事業方針 ●

人口減少と超高齢化が急速に進む中、新時代の取り巻く環境を見据え、生命万一・生存分野並びに建物・自動車分野の保障充足により、シェア拡大と持続可能な事業基盤の確立に取り組みます。また、多発化・多様化するリスクへの保障ニーズに応えるために、「新たな3Q活動^{*}」によるアフターフォローと総合保障を通じて、安心と満足を提供していきます。

^{*}3Q活動とは、加入世帯のご家族の近況や共済金の請求漏れの確認と併せて、将来の備えについて保障点検を行うことです。

3. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事は、組合員の代表者からなる役員候補者推薦会議の決定を経て、公正に選任されております。また、信用事業については専任の担当常務を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 事業の概況（令和3年度）

新型コロナウイルス感染症拡大の収束は見えず、引き続き社会経済活動の抑制を余儀なくされており、日本経済は先行きが不透明な状況が続いています。また、人口減少やマイナス金利政策等を背景にJAの事業環境の厳しさが増す中、組合員・地域住民から選ばれ必要とされるためには、JA自らが環境変化に対応し、将来にわたって持続可能なJA経営基盤を確立・強化していく必要があります。

こうした状況において、令和3年度は「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をテーマとする第8次中期経営計画・第8次地域営農振興計画の中間年度として実践に努めてまいりました。

営農経済事業においては、特産品である大麦の販路拡大や加工品の開発に取り組むとともに、営農渉外係による営農指導活動を強化し、直売所出荷や契約栽培の拡大について生産農家へ提案を行い、農業者の所得増大、農業生産の拡大に向けて取り組みました。

信用・共済事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため活動が制限されるなかで、組合員・利用者のニーズに応えるための活動を展開しました。福祉事業においても、感染症拡大防止対策を徹底し、サービスの継続を実施することで、より一層地域に根付いた施設となりました。

内部管理体制の強化としては、法令等を遵守する職場風土の醸成をめざし、全役職員が一丸となってコンプライアンスプログラムの実践に取り組みました。また、組合長に直属した監査室による内部監査を実施してまいりました。

結果、事業利益9億57百万円、経常利益13億81百万円、当期剰余金は10億45百万円となりました。

1. 指導事業

(1) 営農指導

営農インストラクター設置と各営農経済センターの営農渉外係による出向く営農指導體制の強化に努めました。また、JA兵庫南自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を実現するため、農業者支援策をはじめとする以下の生産振興に取り組みました。

①農業者支援策

- ・兵庫県が実施する農業施設貸与事業では、新規就農者等のハウス建設費用等の助成を行い、3件4棟の利用がありました。
- ・JA兵庫南独自のハウス導入支援事業では、果樹棚の建設費用の助成を含め、5件の利用がありました。
- ・農業労働力確保に向けた農福連携では、11件の農業者と福祉事業所とのマッチングが成立しました。また、援農ボランティアでは、登録者23名で延べ138回の農作業の支援を行いました。
- ・農業者の労働力不足の解消に向け、農業求人サイトの運営に取り組み、サイトへの求人掲載14件に対して、延べ81名の応募がありました。
- ・農業者のための労災保険特別加入制度については、特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者の労災加入を7件（営農組合3件、個人4件）受け付けました。

②米・麦・大豆の作物ごとに栽培講習会や圃場巡回を行い、生育管理の徹底と適期作業の推進を行いました。大麦については、令和元年から2年連続の大豊作による販売環境の悪化を受け3年産は需給バランスを考慮した生産調整を実施し、麦茶用のほか飼料用大麦や小麦への転換に取り組みました。

③野菜では、「キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマト」の野菜指定産地品目に対する生産規模の維持・拡大に取り組み、キャベツ55.0ha、ブロッコリー15.7ha、スイートコーン13.1ha、レタス2.1ha、トマト1.5haが作付けされました。

- ④地域ブランド品（スイートモーニング、清水いちご、志方いちじく、いなみ野メロン）については、営農渉外係を中心に栽培生産者への日々の訪問活動を行い、安定した経営となるよう提案を行いました。また、生産者の所得向上を実現するために作付け面積の拡大に対し、品目毎の栽培講習会や出荷検討会を実施し、品質の向上と安定した出荷量の確保に取り組みました。
- ⑤ふぁ～みんSHOPやにじいろふぁ～みんへの生産物の出荷量増加および品質向上をめざし、野菜や果樹の栽培講習会を開催しました。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、実施予定であった講習会の一部を中止しましたが、4テーマ計4回開催し、延べ78名の参加がありました。また、ふぁ～みんSHOPの出荷者を対象とした農薬の安全使用講習会を店舗ごとに計26回開催し、食の安全・安心に対する意識向上に努めました。

(2) 生活指導

「JA兵庫南くらしの活動基本方針」に基づき実践を通じて、組合員・地域住民にJAや農業をより深く理解していただくことで、組合員や地域住民との絆づくり、JAや農業に対する理解促進に努めました。

「支店・事業所ふれあい活動」においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動内容を縮小しましたが、ふれあい委員が職員と企画・実践することで、組合員の運営参画の意識向上を図りました。

食農教育の一環として小学生を対象に、ちゃぐりんスクールを開催しました。新型コロナウイルス感染対策として、参加人数を21名に限定し、米や野菜づくり、料理教室などの体験を通じて農業への理解を深めました。

JA女性会活動においては、緊急事態宣言の発令もあり十分な活動が出来ませんでした。大人数での全体活動が中止される中、「ふれあいウォーキング」と「SUGOJYO総踊り」を開催し、会員相互の親睦を図りました。また、110の目的別グループも感染防止を徹底し活動を展開しました。

疾病の早期発見・早期治療を目的に町ぐるみ健診を7会場で実施し、1,254名の受診がありました。令和3年度の取り組みとして、出荷者向け3B健診を2か所で実施し、71名の受診がありました。また、事後指導にも積極的に取り組み、生活習慣病の予防に努めました。

学習広報活動として、女性組合員対象のレディースカレッジ、男性組合員対象の男ディカレッジを開講し、教養を高め、生活の充実をめざし、食農教育などを通じて地域や農業に対する理解を深めました。

2. 販売事業

令和3年産米については、8月から9月の天候不順により登熟が進まず、白未熟粒の発生は少なかったものの主食用米の出荷実績は95,754袋（前年対比94.6%）となりました。また、コロナ禍の影響による全国的な米在庫量の増加により販売状況が悪化し、仮渡金の単価は前年に比べ大幅に下落しました。

麦類については、大麦の需給バランス改善のための生産調整を実施し、大麦から小麦や飼料麦への転換を行ったことから、大麦の出荷数量は678.5トン（前年対比38.8%）、小麦の出荷量は661.8トン（前年対比205.5%）となりました。また、5月中旬からの長雨により品質が悪化し、大麦の品位・等級は2等になりました。

白大豆については、作付け面積が減少したことや8月から9月の天候不順により粒張りが悪く中粒や小粒の割合が増加したこと等から、出荷数量は787袋（前年対比70.3%）でした。

青果販売については、秋冬作物では低温・乾燥の影響で出荷量減少となり、野菜指定産地品目（キャベツ、ブロッコリー、スイートコーン、レタス、トマト）合計で1,981トン、1億6,587万円（前年対比79.5%）でした。

ふぁ～みんSHOP・にじいろふぁ～みんについては、暖冬の影響で秋冬作物の出荷が前倒しとなり、販売価格は例年より低くなりましたが、生産者のご協力により販売数量を確保することができました。また、各店舗で地元産野菜をPRすることにより販売高は16億8,306万円（前年対比94.8%）となりました。

畜産事業では、肉質改善に努め枝肉成績（神戸ビーフ率95.5%）は、県下平均（94.0%）を上回りました。

3. 購買事業

生産資材については、生産コストの削減のため、以下の項目に取り組みました。

- ①全農の全国集約銘柄「国産高度化成444」を事前数量予約により肥料価格の低減に努め、水稻・麦・野菜についての予約申込み等により4,914袋、また、全農の兵庫県独自取り組み銘柄「JA園芸化成S500」についても予約申込み等により1,115袋供給しました。
- ②大型規格・大型直送規格の農薬を営農組合・大規模農家等の担い手農家へ推進し、生産コストの削減に努めました。
- ③担い手に対して共同購入トラクター（中型）を中心に提案し、年間5台の目標で取り組んだ結果、共同購入トラクター（中型）2台および低価格トラクター4台の計6台を供給しました。
- ④近隣のホームセンターの肥料・農薬の小売価格を定期的に調査し、価格設定に反映させています。また、肥料高騰対策として、割安な持ち帰り特別価格を設定した売出しチラシの新聞折込みを実施し、農家の生産コストの削減に努めました。

生活購買については、加古川・稲美・高砂地区にて「JA健康ふれあい館」、各営農経済センター・支店にて「聞こえの相談会」、全地区にてシロアリ防除推進、営農総合支援センターにて「ジュエリー&おしゃれフェア」を開催しました。

4. 保管事業

低温農業倉庫においては、主にふぁ〜みんSHOPで販売する直売米および全農に販売する大麦などを保管しました。室温および穀温管理をするとともに、ネズミ等の被害が出ないように粘着トラップを数か所に配置し、品質管理に努めました。また、定期的に倉庫内の燻蒸処理を実施することで虫等の発生の予防に努めました。

5. 加工・利用事業

令和3年産米の荷受重量は、8月から9月の天候不順による登熟不良等により、5,698トン（前年対比98.5%）となりました。

麦については、大麦の生産調整を実施し大麦から小麦への転換を行ったことから、大麦の荷受重量は818トン（前年対比41.0%）、小麦の荷受重量は749トン（前年対比221.5%）となりました。

水稻苗の出荷数量については、稚苗61,631箱、成苗49,643箱、合計111,274箱となり、前年より1,338箱の増加となりました。野菜苗については、337万本（前年対比100.0%）を供給しました。

加工事業では、地元産大豆を100%使用した豆腐を中心に厚揚げなどの加工品を販売しました。また、地元産野菜を惣菜コーナーの食材として提供しました。

主な加工品の取扱高は、豆腐1,279万円（前年対比96.1%）、惣菜1,806万円（前年対比102.3%）となりました。

新たな取り組みとして、大麦の新商品開発を行い「米粒麦（べいりゅうばく）」と「大麦粉」を令和4年3月12日より販売開始しました。

6. 農業経営事業

にじいろふぁ〜みんの来店者や地域の皆様へ、地域農業へのご理解を深めていただくため、スイートコーン、サツマイモを栽培し、収穫体験を行い多くの参加者がありました。また、にじいろ農園でヒマワリやコスモス、ネモフィラなどの景観作物を栽培し、来場者に喜んでいただきました。新規就農者育成ハウスでは、1名の研修生がいちごの高設栽培の研修を受け、栽培技術向上に努められています。

7. 有線放送事業

令和3年度も地域に密着した取材を行いました。

特に、東播磨地区の防犯協会の広報車による啓発活動のナレーション、JA・町・自治会・CM等の告知放送を行いました。

また、JA行事など身近な情報を「教えて組合長」コーナーを活用して加入者に伝達しました。

8. 福祉・介護事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される中、組合員の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護福祉事業の充実と感染防止対策に取り組みました。

旧阿弥陀支店を改修し、加古川と高砂にあった居宅事業所を統合し高砂の訪問事業とともに、ふぁ～みん介護センターとして開設しました。ふぁ～みん介護センターには、環境に配慮して、超小型の電気自動車を3台導入しました。

コロナ禍で地域の方々との交流がほとんどなくなりましたが、施設内では運動会やクリスマス会等を開催し、利用者や入居者に楽しんでもらえるように工夫しました。

こまめな消毒の実施や高度清浄加湿装置の全施設設置、抗原検査キットでの新規入居者や発熱等感染疑いのある職員や利用者に検査を実施するなど、新型コロナウイルス感染症の予防に努めましたが、2月にふぁ～みんの里明石で集団感染が発生しました。病床ひっ迫により、陽性となった入居者も施設内で引き続き介護することになり、感染リスクがある中、職員は防護服を着用して業務にあたりました。ようやく1か月後には落ち着き、平常に戻りました。

JAはなかごを含めた各事業所の担当者により、事故防止・園芸療法・機能訓練の各分科会を随時開催し、情報共有や課題・問題点について意見交換を行いました。

福祉正職員登用制度に則り、有能な人材の登用を行いました。また、新たな介護員を養成するため、介護職員初任者研修を実施し、17名に認定証を交付しました。

ヒヤリハット情報の共有化により事故の未然防止に努めるとともに、高齢者虐待防止のための対策を徹底しました。

9. 信用事業

金融情勢の先行きが不透明な中、業務効率化と安定的収益確保を念頭に置いた貯金・貸出金の伸長に取り組みました。また、組合員・利用者の資産形成および資産運用のための活動を展開し、多様化する顧客ニーズに応えるとともに、次世代組合員・利用者から、より一層信頼される組織づくりとスムーズな資産承継をサポートできる体制整備を行いました。併せて内部統制の有効性を確保した業務遂行体制の強化とコンプライアンスの徹底など、以下の6点を重点項目として取り組みました。

- ①年金・給与振込の新規獲得、他行満期・退職金などの獲得による個人貯金拡大への取り組み
- ②住宅ローンを中心とした貸出金の伸長と、ネット申込みを活用した小口ローンの取扱い件数増加による次世代との関係強化や、営農経済部との連携による農業関連融資の取扱い件数増加への取り組み
- ③コンサルティングアドバイザー（CA）・トータルアドバイザー（TA）を配置し、資産形成・資産運用への相談機能を強化し、ライフプランに合わせた提案活動の実践
- ④年金相談会・税務相談会・相続遺言相談会の開催による個別相談機能の充実
- ⑤事務の効率性向上を図り、JAネットバンク・JAバンクアプリ・ATMの活用による非対面取引拡大の取り組み
- ⑥コンプライアンス対策として、関連法令やルールの厳格遵守による公正な事業の実施

上記の結果、住宅ローン・年金獲得・ネットバンクでは目標を大きく上回る実績となりました。各種相談会については、個別相談機能を充実させ予定通り開催しました。また、コンプライアンスの徹底と事務ミス解消に向けての臨店指導を実施し、さらにモニタリング態勢の強化と支店自主検査の精度向上により内部統制の充実を図りました。

10. 共済事業

(1) 長期共済

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況の中、組合員・地域住民が安心して暮らせる生活づくりに応えるため、総合的な保障点検活動に取り組みました。

生命分野では、医療保障への意識の高まりから、新設された医療共済をはじめ特定重度疾病共済や生活障害共済、介護共済など保障ニーズに沿った普及活動を展開しました。

建物分野では、頻繁に発生する地震や温暖化による台風の大型化、突然の集中豪雨など自然災害による住宅および家財への被害に対する万全な保障充足提案に取り組みました。

また、事務面においては、ペーパーレス申込、キャッシュレス手続きおよびWebマイページ登録の促進により、契約者の利便性向上並びに事務の負荷軽減を図りました。

(2) 短期共済

自動車共済は、見積りキャンペーンを活用した他社加入車両の情報獲得により、新規契約の拡大に取り組み、順調に実績を伸ばすことができました。

継続契約については、日常生活賠償責任特約等のグレードアップをご案内することにより、継続掛金の向上に繋がりました。

11. 経営管理

(1) 経営管理

自己資本充実のために利益準備金および任意積立金を積み立て、財務の安定による経営の健全化に努めました。

また、組織基盤の強化を図るための組合員拡充については、正組合員および女性正組合員、准組合員それぞれに目標を設定し加入促進活動を行った結果、組合員数は389名増加し、62,544名となりました。

なお、令和2年5月の総代改選以来、新型コロナウイルス感染症拡大により、総代の方々と直接意見交換する機会がありませんでしたが、ようやく11月6日に総代研修会を開催することができました。

(2) 広報

組合員向けの広報誌「ふぁ～みん」や地域住民向けの「ぶちふぁ～みん」では、組合員や生産者・利用者の声を多く取り入れ、効果的な情報提供に努め、「食と農・くらし・健康」などの誌面づくりを行いました。また、組合員や地域住民との繋がりを深めるため、地域の身近な情報と職員の紹介などを掲載した支店事業所だよりを作成し、店頭等で配布しました。

感染防止対策として、対面での対応を自粛しているため、最新の情報をタイムリーにお届けするようホームページ・LINEなどを活用し情報の発信に努めるとともに、次世代へのPR媒体としてインスタグラムを開設しました。

ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにちわ ふぁ～みん」（毎週金曜日13：00～13：25）においては、生産農家や青壮年部の方々に出演していただき、JA兵庫南管内の農産物のPRを行いました。また、職員紹介コーナーも引き続き実施しました。

(3) 地域貢献活動

コロナ禍において地域の活動が制限される中、食農教育活動に取り組む学校や営農組合など53団体の活動に対し「ふぁ～みん食農教育支援金」として224万円を助成しました。延べ20,224名の参加があり、食の大切さと食を支える農の役割や地域の食文化などへの理解を深めました。

高齢者見守り活動では、組合員や地域住民の異変を早期に発見し、緊急の場合は迅速に警察や消防へ通報する体制を整え、安心して暮らせる地域社会づくりに努めました。

支店ふれあい委員やJA女性会会員、JA役職員により、公共施設や支店事業所周辺などの地域清掃活動を実施しました。

(4) 人事・教育

経営環境の変化に対応するため、経営戦略に必要な能力・知識を職員が習得できるよう、連合会等が主催する検定資格試験・研修会への参加を促しました。また、階層別面談・研修会を実施し意識改革に努めました。新入職員育成については、ルーキーサポーターを配置し早期の戦力化を図りました。

職員の健康管理のため、定期健康診断の受診項目の充実や安全衛生委員による支店・事業所パトロールを実施し、危険防止と職場環境の改善に努めました。

(5) 内部監査

JA兵庫南の事業経営目標の達成と健全かつ継続的発展に役立つことを目的に、不正・不祥事防止態勢の整備状況に重点を置いた監査を実施しました。また、問題点の発見・指摘にとどまらず、業務の有効性・効率性向上に役立つ改善提案に努め、必要に応じて監査先だけでなく指導部署への改善提案も行いました。

(6) コンプライアンス（法令遵守）

「内部統制システム基本方針」に基づき、内部管理態勢の構築・運用に取り組むとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践することにより、法令遵守、情報セキュリティ、リスク管理、不祥事の未然防止などの取り組みを行い、より健全性の高い経営の確保に努めました。

5. 事業活動のトピックス（令和3年度）

4月

- 1日 新入職員入組式
- 1日 みのり監査法人監査 期末Ⅰ
- 19～23・27日 期末監事監査
- 23日 第23回JA兵庫南女性会総会
- 28・30日 みのり監査法人監査 期末Ⅱ①



新入職員入組式

5月

- 17～19日 みのり監査法人監査 期末Ⅱ②

6月

- 5日 「JA兵庫南組合長杯」小学生ソフトボール大会
- 12日 ちゃぐりんスクール開校式
- 25日 第22回通常総代会



通常総代会

7月

- 2～3日 農機センターで「夏の展示会」開催
- 3日 「JA兵庫南ふぁ～みん杯」稲美町ジュニアソフトボール大会
- 14日 第1回JA利用者懇談会
- 17日 介護職員初任者研修開講式
- 28日 共済代理店協力を開催



JA利用者懇談会

8月

- 2日 永代供養墓「やすらぎの郷」で入魂式
- 2～6日 みのり監査法人監査 期中Ⅰ
- 28日 かがわ育農塾「秋冬野菜入門コース」開講式

9月

- 5日 「JA兵庫南組合長杯」高砂市スポーツ少年団軟式野球大会
- 14日 常勤役員と女性会本部役員の意見交換会
- 18日 「JA兵庫南サッカー大会」チェント・クオーレ・ハリマ



常勤役員と女性会本部役員の意見交換会

10月

- 1日 「ふぁ～みん介護センター」オープン
- 18～22・27日 上期監事監査
- 21日 ふぁ～みん男ディカレッジ開講式
- 23日 女性会ふれあいウォーキング（稲美）
- 24日 JA共済アンパンマン交通キャラバン
- 28日 役員コンプライアンス研修会
- 29日 第29回JA全国大会



女性会ふれあいウォーキング

11月

- 2・24日 出荷登録者3B健診
- 6日 総代研修会
- 13日 SUGOJYO総踊り大会
- 15・24～25日 JA兵庫中央会業務監査
- 30日 石材センター移転オープン



総代研修会

12月

- 3日 農業融資セミナー
- 8日 六甲バター(株)との連携協定締結式
- 15日 ふぁ～みんレディースカレッジ開講式
- 17日 農業施設総合コンサル最終報告会

1月

- 11日 営農渉外研究発表大会
- 14日 JA青壮年部とJA幹部が語る会
- 25日 健康セミナー



SUGOJYO 総踊り大会

2月

- 1～3日 みのり監査法人監査 期中Ⅱ
- 2日 兵庫県立農業高校・(株)オイス・東播磨県民局との連携協定締結式
- 14日 播磨支店改装オープン
- 16日 兵庫大学との連携協定締結式



JA青壮年部とJA幹部が語る会

3月

- 8～9日 みのり監査法人監査 期中Ⅲ
- 12日 組合員協同セミナー
- 12～13日 大麦フェア開催

JA兵庫南自己改革取組状況（協同活動ハイライト）

令和3年度、JA兵庫南は「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をメインテーマとした第8次中期経営計画の中間年度としての活動を展開しました。

第8次中期経営計画の3つの基本方針について、具体的には次のような取り組みを行いました。

I 農業者の所得増大

生産性の向上と生産コストの削減

【コスト削減に向けた実証圃の設置と検証】

- ・ 水稻除草剤の実証試験を2圃場で実施しました。
- ・ 害虫被害低減のため灌注処理による新規剤実証試験を2作物で実施しました。



【低コスト用に関与された資材の普及】

- ・ 機能集約型のトラクターを営農組合や担い手農家へ向けて提案を行い、6台を販売しました。
- ・ 肥料集約銘柄の供給拡大により、生産コスト削減を支援しました。
供給実績：4,914袋



【出荷資材の安価な仕様への変更】

- ・ 出荷資材のコスト削減のために、仕入先との交渉を行うとともに、ホームセンター価格調査等により価格の低減に努めました。
ホームセンター価格調査：年3回

【JA独自の支援施策による利用促進】

- ・ 利用者の田植作業省力化に繋がる箱処理済苗の普及に取り組みました。
取扱実績：111,274箱

販売力の強化

【需要に見合った作付けと販路拡大】

- ・ 麦茶用大麦の販路拡大により令和4年産大麦の作付面積が回復しました。
令和4年産 大麦408.9ha、小麦93.5ha



【多様な販売先の開拓】

- ・ インターネット販売（JAタウン）への参画とスイートモーニングの新規取引を開始し、有利販売に努めました。

【地域ブランド力の強化】

- ・ 地元産農産物販売強化のために、直売所や支店前での臨時販売を実施しました。
スイートモーニング販売実績：87,466本



【消費者への情報発信の強化】

- ・ 農産物販売促進のため、季節ごとのレシピを配布するとともに、インスタグラムやLINEなどを活用して情報発信に取り組みました。



Ⅱ 農業生産の拡大

生産力の拡大

【適期作業による収量アップと品質の向上】

- ・水稲稲作気象台情報配信 3回
- ・麦の栽培講習会実施 9月、3月
- ・東播磨麦情報配信 5回
- ・大豆講習会実施 4月
- ・メールによる病害虫防除や栽培管理の情報配信（12月配信開始）

【新規出荷者の確保と出荷品目の増加】

- ・出荷者育成のための栽培講習会を2回開催し、計47名が参加しました。

【作付け面積の拡大】

- ・野菜指定産地の維持に向けた作付け面積の拡大に努めました。
キャベツ55.0ha、ブロッコリー15.7ha、レタス2.1ha

【生産者の育成】

- ・6月キャベツ、7月レタス、1月スイートコーンの栽培講習会を開催しました。



担い手の育成と支援

【営農相談機能の充実】

- ・上級営農指導員資格試験 合格2名
- ・営農指導員資格試験 合格1名

【営農組織、多様な担い手への支援】

- ・農地管理システム「Z-GIS」の提案を行い、3件の利用がありました。

【労働力不足に対する取り組み】

- ・兵庫県の農福連携インターンシップ事業を活用した農作業体験を実施しました。
マッチング実績11件
- ・JAグループ兵庫主催のスマート農業実演会を活用して、管内生産者に普及を図りました。
7月27日・28日に開催し、計212名が参加しました。



【営農指導員育成強化プログラム】

- ・計画的に営農指導員を育成・強化していくため、プログラムを策定し実践を開始しました。

Ⅲ 地域の活性化

組合員組織の活性化と強化

【JA女性会活動・JA青壮年部活動の充実】

- ・女性会では、110グループが活動し、会員数は1,385名となりました。
- ・青壮年部では、ポリシーブックを活用して社会貢献活動やJA運動に積極的に参画しました。

【次世代につなぐ組合員組織づくり】

- ・レディースカレッジを2回開催し22名が参加しました。

【情報発信の充実】

- ・LINEに加えインスタグラムの運用を開始し、情報発信に努めました。

【高齢者、こども見守り活動の展開】

- ・支店事業所の渉外係による、日常的な見守り活動を展開しました。

【JA利用者懇談会の開催】

- ・准組合員の意見・要望を事業に反映させるために5回開催しました。

【支店事業所ふれあい活動の積極展開】

- ・支店・事業所毎に地域清掃活動を年1回実施、支店事業所だよりを年2回発行しました。



食農教育活動の充実

【ふぁ〜みんな食農支援金の充実】

- ・53の団体、延べ20,224名に対し支援しました。

【ちゃぐりんスクールの充実】

- ・4回の開催で21名が参加しました。

【キッチンスタジオ料理教室の実施】

- ・49回の開催で380名が参加しました。

【農業体験イベントの実施】

- ・16回の開催で1,194名が参加しました。



6. 農業振興活動

JA兵庫南は、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため地域農業の振興を図るとともに、農業を通じた豊かな地域社会の発展を目指して、次のような農業振興活動に取り組んでいます。

1. 安全・安心な農産物づくりへの取り組み

消費者に安全・安心な農産物を提供するため、JAで荷受する米・麦・大豆・野菜では、市場・契約出荷及び直売所向け野菜の全出荷者に生産日誌記帳ノートを提出していただき、農薬使用における適正使用の徹底を図っています。



万葉の香刈取り

2. 集落営農組織の育成・支援

米・麦・大豆を作付けする営農組合等の担い手への農業所得確保に向けて栽培指導の強化に努めています。また、スマート農業の研究や実践といった取り組みをしています。



ドローンによる農薬散布

3. 地産地消の取り組み

管内に8店舗の農産物直売所（ふぁ～みんSHOP）を設置し、新鮮で安全・安心な地元農産物を地域の消費者に供給して喜んで頂ける店舗づくりを目指しています。

農家の生産力を向上させて直売所への出荷量を増やすための講習会や、新規農家の育成や施設園芸の面積拡大を目指して、補助事業の活用やハウス導入経費の一部をJAが助成する取り組みをしています。



ふぁ～みんSHOPいちじく販売

4. 農業とのふれあい活動

「農業を基軸とした地域協同組合の実現」をメインテーマに、児童を対象に農業体験を開催し農業への理解を深めました。また、「ふぁ～みん食農教育支援金」により各種団体の食農活動を支援しています。



小学生 田植え体験

5. 食育の取り組み

ちゃぐりんスクールの開催並びに、水稻や野菜の植付・収穫体験イベント・料理教室などを各地で開催することにより消費者とのふれあい活動を実施し、農業の理解を深め広げる活動に取り組んでいます。また、学校給食や病院食への地元農産物の供給拡大を図っています。



ちゃぐりんスクール料理教室

7. 地域貢献情報

JA兵庫南は、協同組合活動の原点である「組合員の営農と暮らし」を守り、地域農業の振興に努めるとともに、地域社会の発展に貢献するため様々な活動を展開しています。

1. 社会貢献活動

① 環境問題への取り組み状況

- 省エネルギーを実践するため、「クールビズ」の実施に取り組んでいます。
- 農業用廃プラスチック・不要農薬の回収を実施しています。

② 各種募金活動・公益団体などへの寄付を行っています。

③ 献血活動の実施



献血（日本赤十字社と連携）



募金活動



クールビズ



2. 地域貢献活動

(1) 地域からの資金調達状況

① 貯金残高（令和4年3月末現在）

（単位：百万円）

種類	残高
当座性	233,056
定期性	463,137
小計	686,193
譲渡性	0
合計	686,193

(2) 地域への資金供給状況

① 貸出金残高（令和4年3月末現在）

（単位：百万円）

種類	残高
農業近代化資金	1
その他制度資金	14
農業関連融資	477
事業関連融資	11,174
住宅関連融資	160,663
生活関連融資	3,305
その他	266
合計	175,904

(3) 文化的・社会的貢献に関する事項

① 福祉活動

組合員・地域住民を対象とした健康診断活動、高齢者福祉活動、地域助け合い活動に取り組んでいます。

② 職員の地域貢献への参加

道路の清掃活動などの社会活動に積極的に参加し、地域に根ざした活動を実践しています。



清掃活動



女性会による清掃活動



出荷者向け3B健診



町ぐるみ健診

3. 地域密着型金融への取り組み

(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況を含む)

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み

当JAは、「組合員と共に繁栄し、安心・安全・安定を共有するJAづくりと、人・農業・自然が共生できる地域社会づくりをめざします」という経営理念のもと、農業者をはじめ地域の皆様に利用される総合事業体として営農・経済事業や金融機能のみならず、環境・文化・福祉といった面も視野に入れた事業・活動を行っています。

なかでも、農業者等の経営支援を重点取り組み事項の1つとして位置づけ、農業技術・生産性向上に向けた各種研修会を開催するほか、契約栽培の拡大や直売所での農産物販売拡大また、地元量販店への出荷拡大等に取り組んでいます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

各営農経済センターに営農渉外係を配置するとともに、関係機関と連携し、農業者の農業技術・生産性向上に向けた相談・指導に応じています。

また、支店の融資担当者も農業や農業関連融資に関する知識を深め、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう、日々研鑽しています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

農業者の多様なニーズにこたえていくため、農業融資担当部門と営農経済部門とが連携し農業融資に関する訪問・資金提案活動を実施するとともに、各種プロパー農業資金に対応し、また、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取り扱いを通じて農業者の農業経営と生活をサポートしています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

農業後継者として新規就農者を対象に「かがわ育農塾」を開催しています。また、卒業後の農業経営と生活をサポートしています。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業融資については、営農経済部門と連携し、取引実績や青色申告書等を活用した経営分析を通じて、農業者に適した資金提案を行っています。また、営農に必要な営農ローン、加工・流通・販売に関する設備・運転資金としてアグリマイティ資金があります。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

「地域密着型支店づくり」による支店運営、農産物直売所の運営等を通じ、組合員、地域住民、消費者等のニーズを把握し、より身近な事業運営を行っています。

また、次代を担う地域の小学生等に対しては、農業への理解を促進するため、ちゃぐりんスクールをはじめ、ふぁ～みん食農支援金制度を通じた食農教育活動に取り組んでいます。また、女性を対象とした「ふぁ～みんレディースカレッジ」、男性を対象とした「ふぁ～みん男ディカレッジ」を開講し、楽しみながら自分を磨き、仲間づくりをするきっかけづくりに取り組んでいます。

8. リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理の方針〕

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室審査管理課を設置し金融部融資課と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・モニタリングを実施し事務リスクの削減に努めています。また事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピューターシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピューターが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピューターシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス態勢運営〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・協議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの企画推進、進捗管理を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

年度毎に、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践するとともに、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口及び、コンプライアンスの進捗管理を行う統括部署を設置しています。

金融ADR制度への対応（苦情等受付・対応態勢）

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

ご加入先の支店、または本店及び総合リスク管理室（電話：0120-777-052）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

信用事業

兵庫県弁護士会紛争解決センター	（電話：078-341-8227）
東京弁護士会紛争解決センター	（電話：03-3581-0031）
第一東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3595-8588）
第二東京弁護士会仲裁センター	（電話：03-3581-2249）

まずは①の窓口または一般社団法人JA/バンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、第二東京弁護士会仲裁センター（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1. 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。例えば、組合員・利用者様は、兵庫県弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。
2. 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、兵庫県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JA/バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問合わせください。

共済事業

まずは①の窓口にお申し出下さい。なお、次の外部機関もご紹介いたします。

（一社）日本共済協会 共済相談所 （電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、組合員の信頼を継続していくため、組織・運営及び会計の全般にわたり監査を実施するとともに、改善事項の提言を通じて適切な業務の維持・強化に努めています。また、内部監査は年度監査計画に基づきJAの本店各事業部・支店・経済事業所並びに子会社の全部署を対象に実施し、監査結果は被監査部門に通知するとともに、未整備事項の改善取り組みを指導し、その検証結果をフォローアップしています。

個人情報保護方針

兵庫南農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項および第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合は、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。なお、安全管理措置のために講じている主な内容について別掲のとおりです。

また、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取り扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）については、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、適正に取り扱います。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報（保護法第2条第3項）および労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報（要配慮個人情報を除く））については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 質問・苦情窓口

当組合は、取り扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

兵庫南農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピューター犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取り扱い、情報システムおよび情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことを宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

態勢整備

1. 当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、関係法令等を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

マネー・ローンダリング等の防止

2. 当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減処置を講じます。

反社会的勢力等との決別

3. 当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

組織的な対応

4. 当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

外部専門機関との連携

5. 当組合は、警察、暴力団追放兵庫県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携関係を構築します。

※1.反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2.反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

JAバンク利用者保護等管理方針

兵庫南農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等において利用者当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

金融円滑化にかかる基本方針

当兵庫南農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当組合は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当組合は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の認識度合に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するように努めます。
4. 当組合は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当組合は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制
当組合は、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - （1）組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （3）各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況●

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和4年3月末における自己資本比率は、12.85%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実●

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3,721百万円 (前年度3,741百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

- ◇貯金業務 組合員の方はもちろん、地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を、目的、期間、金額にあわせてご利用いただけます。
- また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象
総合口座	1冊の通帳にく貯める><受取る><支払う><借りる>という4つの機能がパック。いざというときには、定期貯金・定期積金のお預入れ金額の90%以内で、最高300万まで自動融資がご利用いただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人のみ
普通貯金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	100円 (1,000円以上について)	個人および法人
当座貯金	手形、小切手の決済口座貯金としてご利用ください。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人
決済用貯金	いつでも出し入れ自由で、決済口座貯金としてご利用ください。ただしお利息は付きません。貯金保険制度により全額保護されます。	期間の定めはありません。	1円以上	—	個人および法人
通知貯金	7日間の据置期間経過後、お引出しできる貯金です。さしあたり使う予定のないまとまった資金にご利用ください。	7日以上2日前のご通知でお引出しできます。	5万円以上 1円単位	1円	個人および法人
貯蓄貯金	普通貯金のように出し入れ自由で、毎日の最終残高に応じた利率を適用します。また専用キャッシュカードで、簡単に出し入れできる貯金です。 *給与・年金・配当金の自動受け取り・公共料金・クレジットカード利用代金等の自動引き落としにはご利用いただけません。	期間の定めはありません。	1円以上	1円 (1,000円以上について)	個人のみ
スーパー定期貯金	お預け入れは1円からという手軽さ。個人のお客様は、半年複利でさらに有利に運用いただけます。	1か月以上 10年以内	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
大口定期貯金	土地の売却代金、退職金など、まとまった余裕金の運用に最適な大型定期貯金です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上 1円単位	1円	個人および法人
変動金利定期貯金	6か月ごとに利率が変わる定期貯金です。金利上昇時には高利回りが期待できます。	1年 2年 3年	1円以上 1円単位	1円	個人および法人 (複利型：個人のみ)
期日指定定期貯金	お利息は1年ごとの複利計算。お預け入れから1年たてば、いつでも必要なときにお引き出しにできます。一部お引き出し(1万円以上)も可能です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満 1円単位	1円	個人のみ

貯金名	特徴	お預け入れ期間	お預け入れ金額	付利単位	対象	
財形貯蓄	一般財形貯金	お給料、ボーナスから天引きする積立貯金です。お使いみちは自由です。	3年以上	1円以上 1円単位	1円	個人のみ
	財形住宅貯金	マイホーム取得を目的とした積立貯金です。財形年金貯金とあわせて550万円まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)	5年以上			
	財形年金貯金	年金のお受け取りを目的とした積立貯金です。財形住宅貯金とあわせて550万まで非課税です。(分離課税扱いも可能です。)				
積立式定期貯金	エンドレス型	お積み立て目的やご利用日が特にない方におすすめで、不意に資金が必要なおきにお使いいただけます。	期間の定めはありません。	1円以上	1円	個人および法人
	満期型	ご指定いただいた満期日に一括してお受け取り頂く積立定期貯金です。	7か月以上 10年以内 (据置期間1か月以上3年以内)			個人および法人
	年金型	年金のお受け取りを目的とした積立定期貯金です。老後お受け取りされる公的年金を補完するための貯金です。	1年5か月以上 (据置期間2か月以上10年以内、受取期間3か月以上20年以内)			個人のみ
定期積金	ライフサイクルにあわせ、コツコツ積み立てていくのに最適です。目的にあわせて、掛金・期間が選べます。	1年以上 7年以内	1,000円以上 1円単位	1円	個人および法人	

◇貸出業務

協同組合金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

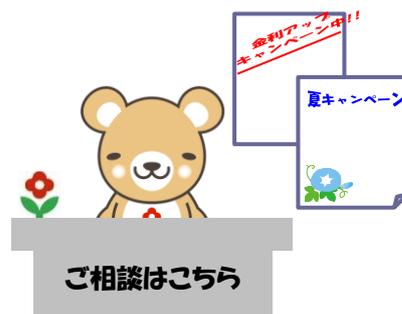
また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体等、農業以外への必要資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

ローン名	お使いみち	ご融資金額	ご融資期間
賃貸住宅ローン (基金協会保証)	●賃貸住宅の新築、増改築および補改修に必要な資金	100万円以上4億円以内 (10万円単位)	30年以内(1か月単位)
住宅ローン(基金協会保証) (一般型・100%応援型・借換応援型)	●住宅の新築、および増改築資金 ●住宅および土地の購入資金 ●土地の購入資金(5年以内に住宅を新築し居住の予定があること・100%応援型は2年以内) ●現在借入中の住宅ローンの借換	10万円以上1億円以内 (1万円単位)	40年以内(1か月単位) 借換の場合残存期間+5年以内かつ40年以内
リフォームローン (基金協会保証)	●住宅の補改修資金 ●宅地内の植樹、造園資金 ●門、塀、車庫、物置、台所、浴室等の設置または改良資金	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	10年6ヶ月以内 (1か月単位)
教育ローン(基金協会保証) (一般型)	●高等学校から大学等、各種学校に就学するお子様の入学金、授業料、その他の教育費に必要な資金 ●現在借入中の教育ローンの借換	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	変動金利型 15年以内(1か月単位) (据置期間を含む、在学期間+9年) 固定金利型 5年以内 借換の場合は残存期間内
教育ローン(基金協会保証) (カード型)	●教育施設に就学するお子様の教育に関する資金	10万円以上700万円以内 (10万円単位)	1年(原則として満65歳の誕生日までは1年ごとに自動的に継続されます。) 新規貸越可能期間は対象のお子様の卒業年度末日までとします。
多目的ローン (基金協会保証)	●家電製品等の購入や結婚、出産資金など生活に必要なすべての資金(負債整理資金、営農資金、事業資金は除きます)	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	6か月以上10年以内 (1か月単位)
マイカーローン (基金協会保証)	●本人及び家族(二親等以内)が必要とする次の資金(営業用自動車は除く) ●自動車・バイク購入や点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用。また運転免許の取得、カー用品の購入、車庫建設(建設費が100万円以内)の資金 ●現在借入中の自動車ローンの借換	1万円以上500万円以内 (1万円単位)	6か月以上10年以内 (1か月単位) 借換の場合は残存期間内
アグリマイティー (基金協会保証)	●農業生産に直結する設備資金・運転資金 ●農産物の加工・流通・販売に関する設備資金・運転資金 ●地域の活性化・振興を支援するための設備資金・運転資金	個人 5,000万円以内 法人・団体 1億円以内	17年以内 (据置期間3年以内) (法定耐用年数以内)
カードローン (基金協会保証)	●生活に必要なすべての資金	極度額20万円~300万円	2年 (原則として2年ごとに自動的に継続されます。)

◇その他の業務

為替サービス	全国のＪＡ・県信連・農林中金の店舗はもちろん、全国の銀行や郵便局、信用金庫などの店舗、さらにはコンビニＡＴＭ（セブン銀行含む）と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通じて全国どこの金融機関へでも振込みや手形・小切手等の取立てが、安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。
給与振込	給与支払日の朝からお受け取りいただけ、お受け取りは口座振込のため安全・確実です。
年金自動受取	年金が受給日にあなたの貯金口座に振り込まれるサービスです。初めて年金をお受け取りになる方は「年金裁定請求書」により、またＪＡ以外でお受け取りの方は「支払機関変更届」等により手続きをしていただけます。
自動支払	電気・電話・ＮＨＫなどの公共料金や、税金・家賃・授業料・各種クレジット代金などのお支払をあなたに代わって行うサービスです。お申し込みの手続きには、通帳・お届印などが必要です。
ＪＡ家計簿サービス	ご指定された日から１か月分の収支を自動集計し、月々の収入が一目でわかるように通帳に記帳するサービスです。集計内容は入金合計額、出金合計額、その差額です。希望により、五大公共料金の引落の合計額も記入可能です。
ＪＡカード	国内外でご利用でき、お金の持ち合わせがなくてもショッピングや食事が楽しめるＪＡのクレジットカードです。公共料金のカード支払いで、ポイントが貯まります。

投資信託	お金の積極的な運用方法としての選択肢の一つです。少ない金額から投資可能で、専門家がお客様にかわって情報収集や分析をおこないながら運用し、得られた利益をお客様に分配する金融商品です。
国債	新窓販国債、個人向け国債の窓口販売の取り扱いをしています。
ＪＡアンサーサービス	窓口に行かなくても、ご自宅やオフィスから「振込・振替」、「残高照会」などがご利用いただけるサービスです。
ネットバンク	窓口やＡＴＭに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン、携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
メールオーダーシステム	インターネットに接続できるパソコン・携帯電話から満１８歳以上の個人のお客様を対象に口座開設の受付が出来たり、すでに口座をお持ちの方の住所変更の受付が出来るサービスです。



手数料一覧（令和4年5月2日現在）

貯金業務手数料

手数料項目	条件		税込手数料
残高証明書		1顧客あたり	550円
取引履歴発行	過去10年間※1	1顧客あたり	550円
	10年を越える履歴の発行※1	1顧客あたり	1,100円
	伝票の店頭での閲覧、コピーでの開示	1枚につき	220円
用紙発行	小切手帳	50枚綴り	550円
	手形帳	50枚綴り	660円
	自己宛小切手	1枚	550円
マル専関係	手形用紙	1枚	550円
	口座開設	1口座	3,300円
再発行	通帳	1通	550円
	証書	1枚	550円
	ICキャッシュカード	1枚	1,100円
	一体型キャッシュカード	1枚	550円
夜間金庫		1ヵ月	1,100円
公的機関等への取引履歴発行	3ヵ月超	1～10枚	440円
		11枚以上（10枚毎に330円加算）	
未利用口座管理手数料※2		年間	1,320円

※1 取引履歴を調査した結果、取引履歴が無い場合にも手数料をいただきます。1年未満の端数（月数）は切り上げとします。

※2 適用条件は、令和3年10月1日以降に開設された全ての普通貯金口座（総合口座を含む）および貯蓄貯金口座のうち、お預入れやお引出し（当該口座の利息入金や本手数料の引落しを除く）、記帳等のご利用が2年以上ない口座が対象となります。

ただし、当JAでお借入がある場合、もしくは貯金残高が10,000円以上の当該口座は対象となりません。

手数料を免除するもの

- ①自己宛小切手の発行については、JAの都合により顧客に依頼した場合
- ②通帳、証書、キャッシュカードの再発行については、結婚、養子縁組、離婚等による名義変更に伴う再発行依頼の場合
- ③不稼動口座の整理において、通帳を紛失していて、残高が再発行手数料に満たない場合

貸付金手数料

手数料項目		条件	税込手数料	備考
住宅資金実行手数料 （JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）			55,000円	有担保
			11,000円	無担保
繰上返済手数料（JA住宅ローン・生活環境整備資金・賃貸住宅ローン）				
全額	特約固定・長期固定型 （1件）	（実行～10年以内）	33,000円	
		（10年超）1,000万以上	22,000円	
		500万以上1,000万未満	11,000円	
		500万未満	5,500円	
	変動金利型（1件）		5,500円	
一部	変動・特約・長期固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円	
※協同住宅ローン(株)保証付JA住宅ローンについては、最大5,500円（全額繰上返済11,000円）の協同住宅ローン(株)に対する繰上返済手数料が別途必要となります。【返戻保証料の範囲内】				
※一部繰上返済はJAネットバンクからお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおJAネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。				
繰上返済手数料（マイカーローン、教育ローン等生活関連ローン）				
全額	変動・固定		無料	
一部	変動・固定	繰上返済額は10万円以上	5,500円	
※一部繰上返済はJAネットバンクからお申込みいただけます（一部対象外あり）。なおJAネットバンクを利用される場合の繰上返済手数料は無料、繰上返済1回あたり最低返済額は10,000円とし、約定返済後残高の90%が返済上限額となります。				
貸付金全般				
返済方法変更		（例）特約固定→再度特約固定選択 変動→特約固定選択	5,500円	
条件変更			5,500円	変更契約・延期書等を交わす場合 （保証人変更、期限短縮・延期） ※繰上返済を伴う期間短縮を除く
		金利変更に係るもの	55,000円	
担保物件の差換え・一部抹消			11,000円	当初より稟議された案件は5,500円
各承諾書			11,000円	
極度増額・設定順位の変更			11,000円	
年末残高証明発行		1通	440円	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は無料
カードローン		新規	無料	口座管理手数料
		カード再発行	1,100円	
保証契約に関する情報提供		1通	440円	

為替関係手数料

手数料項目	条件			税込手数料	
送金	普通			自JA本支店	440円
				他行	660円
振込	窓口	電信	3万円未満	自JA本支店	無料
				他行	550円
		3万円以上	自JA本支店	無料	
			他行	770円	
		文書	3万円未満	自JA本支店	無料
				他行	440円
	3万円以上	自JA本支店	無料		
		他行	660円		
	JAアンサーサービス			自JA本支店	無料
			3万円未満	他行	440円
		3万円以上	他行	660円	
代金取立	自JA本支店間			無料	
	他行間	神戸の交換所		無料	
		大阪・京都・奈良・和歌山の交換所		660円	
		上記以外		880円	
その他	送金・振込組戻料		1件	660円	
	不渡手形返却料		1件	880円	
	取立手形組戻料		1件	880円	
	取立手形店頭呈示		1件	660円	
	(但し取立費用が660円以上の時は実費)				
その他	貯蓄貯金スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円				
	定期スイング手数料・・・・・・・・・・1回につき55円				

定時自動送金・集金手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	550円
別途、振替手数料				55円
定時自動集金				77円

ATM手数料（信連）

手数料項目	条件			税込手数料	
振込	自動機	キャッシュカードによる振込（口座振込）	3万円未満	県内JA	無料
				県外JA	165円
				他行	165円
			3万円以上	県内JA	無料
				県外JA	330円
				他行	330円
		現金による振込（現金振込）	3万円未満	県内JA	無料
				県外JA	330円
				他行	440円
			3万円以上	県内JA	無料
				県外JA	440円
				他行	660円

JAネットバンク手数料

利用手数料・・無料

振込手数料

手数料項目	条件			税込手数料
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円

法人JAネットバンク

利用手数料

項目	利用料金（税込）	
基本サービス（照会・振込サービス）	月額	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	月額	2,200円
伝送サービス振込手数料	1件	55円

振込手数料

手数料項目	条件		税込手数料	
振込	電信	3万円未満	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	165円
		3万円以上	同一店内宛	無料
			自JA本支店	無料
			他行	330円

JAアンサーサービス手数料

利用機器	サービス内容	サービスメニュー	利用料金（税込）			
			契約料金	基本料金	従量料金	
ダイヤルホン	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会	1 件 あ た り	無料	無料	
プッシュホン	通知・照会	貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会）		無料	無料	
	資金移動	振込、振替		1,100円	—	
ファクシミリ	通知・照会	貯金残高照会、振込入金（通知・照会）、入出金明細（通知・照会）		無料	1,100円	—
	資金移動	振込、振替		1,100円	—	
ホームユース端末機	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会		無料	2,200円	—
	資金移動	振込、振替		1,100円	—	
パソコン	照会	貯金残高照会、振込入金照会、入出金明細照会、取立入金照会		無料	3,300円	—
	資金移動	振込、振替			2,200円	—

複数の機器を利用している場合は、各利用機器の中で最も高い料金を適用します。

両替手数料

金種の合計枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※新券・記念貨への両替は対象外とします。

両替の際、ご持参された紙幣・硬貨もしくは、両替で受け取られる紙幣・硬貨の内、いずれか多い枚数とします。

また、両替金をお届けする場合にも、上記基準の料金体系とします。

両替機手数料

金種の合計枚数	1枚～300枚	301枚～500枚	501枚～1,000枚
税込手数料	200円	300円	400円

※キャッシュカードをお持ちの方は1日1回、100枚まで無料とします。

両替機は、播磨支店・加古川支店・伊保支店に設置しています。

硬貨入出金手数料

硬貨の入出金枚数	1枚～100枚	101枚～500枚	501枚～1,000枚	1,001枚以上
税込手数料	無料	330円	550円	500枚毎に550円加算

※伝票類が複数枚でも実質的に1回の取扱いにあたる場合は、その合計枚数で手数料をいただきます。

〔共済事業〕

JA共済は、生命と損害の両分野の保障を提供しています。
 さらに、組合員・利用者の皆様に、よりご満足いただけるよう、ライフアドバイザー（LA）を中心に専門性の高い保障提供活動に努めていきます。
 JA共済では、これからも皆様の暮らしのパートナーとして「安心」をお届けしていきます。

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆さまを一生涯サポートします。

組合員・利用者の皆さまをはじめ、地域の皆さまの暮らしのパートナーであり続けるために…。
 JA共済は、「ひと・いえ・くるま」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生涯サポートします。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

	こんな方に オススメです	共済の種類	社会人 スタート	結婚	お子さまの 誕生	住宅購入	お子さまの 進学	お子さまの 結婚・独立	セカンド ライフ
			20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代		
ひと	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	一生涯の 万一保障	終身共済	終身共済					
	貯蓄しながら、万一のときにも備えたい方	万一保障と 貯蓄	養老生命共済	養老生命共済					
	お手軽な共済掛金で万一のときに備えたい方	共済期間が選べる 万一保障	定期生命共済	定期生命共済					
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 万一保障	引受緩和型終身共済	引受緩和型終身共済					
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 万一保障	生存給付特則付 一時払終身共済 (平 28.10)	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)					
	病歴や健康状態に不安がある方	ご加入しやすい 医療保障	引受緩和型医療共済	引受緩和型医療共済					
	病気がケガに備える医療保障がほしい方	充実の 医療保障	医療共済 メディフル	医療共済 メディフル					
	がんに手厚く備えたい方	充実の がんの保障	がん共済	がん共済					
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	就労不能の 保障	生活障害共済 働くわたしの ささエール	生活障害共済 働くわたしのささエール					
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定疾病の 保障	特定重度疾病共済 身近なリスクに そなエール	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール					
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	一生涯の 認知症保障	認知症共済	認知症共済					
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	一生涯の 介護保障	介護共済	介護共済					
	まとまった資金を活用したい方	一生涯の 介護保障	一時払介護共済	一時払介護共済					
	老後の生活資金の準備を始めたい方	老後の保障	予定利率変動型年金共済 ライフロード	予定利率変動型年金共済 ライフロード					
お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	お子さま・ お孫さまの保障	子ども共済	子ども共済						
いえ	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物や 家財の保障	建物更生共済 むてきプラス・ My家財プラス	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス					
くるま	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	くるまの保障	自動車共済 クルマスター	自動車共済 クルマスター					
その他	農業において発生するさまざまな賠償リスクに備えたい方	農業における賠償 リスクを保障	農業者賠償責任共済 ファーマスト	農業者賠償責任共済 ファーマスト					

*他にも「一時払終身共済(平 28.10)」「傷害共済」「火災共済」「自賠償共済」「賠償責任共済」等をご用意しています。
 *ご加入いただける年齢は、各共済によって異なります。詳しくはJAまでお問い合わせください。

ひとの保障

万一の保障、医療や介護、年金の保障等で、ご家族やご自身のくらしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える



終身共済

一生涯にわたって備えられる万一保障

- Point 1 一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

養老生命共済

貯蓄しながら備えられる万一保障

- Point 1 貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

定期生命共済

お手頃な共済掛金で
万一保障をしっかり準備

- Point 1 お手頃な共済掛金で、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
- Point 2 死亡時だけでなく、所定の重度要介護状態や第1級後遺障害の状態も保障します。
- Point 3 所定の障害状態になったときに、それ以降の共済掛金は「共済掛金払込免除」によりいただきません。

引受緩和型終身共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい万一保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 一生涯にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保できます。
- Point 3 80歳までご加入いただけます。

生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10)

一生涯の万一保障に生前贈与の機能をプラス！
加入のしやすさも魅力です

- Point 1 生存給付金を生前贈与としてご利用いただけます。
被共済者が生存されている場合、毎年生存給付金をお支払いします。
- Point 2 死亡共済金を相続対策にご利用いただけます。
被共済者に万一のことがあった場合、死亡共済金をお支払いします。
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。

引受緩和型医療共済

健康に不安のある方も
ご加入しやすい医療保障

- Point 1 通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 2 日帰り入院から、手術、放射線治療を一生保障します。
- Point 3 持病（既往症）の悪化・再発もしっかり保障します。
- Point 4 全額自己負担となる先進医療の技術料を保障します。
*先進医療保障ありを選択した場合。

メディフル

日帰り入院からまとまった一時金が
受け取れる充実の医療保障

Point 1 日帰り入院^{※1}からまとまった一時金が受け取れます。入院費用への備えはもちろん、その前後の通院・在宅医療などにも活用できます。

新型コロナウイルス感染症によって入院した場合も支払対象となります。

Point 2 一生涯保障や先進医療保障など、ライフプランに合わせて自由に設計できます。

*先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療をいいます（一定の施設基準があります）。

Point 3 健康を維持した場合に健康祝金を受け取れます。

*健康祝金支払特別を付加した場合で、契約日以降3年ごと（共済期間が10年更新の場合は5年ごと）に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合。

※1 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

がん共済

「生きる」を応援する充実のがん保障

Point 1 上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。

*がんに関する責任（保障）の開始は、ご契約日からその日を含めて91日目からとなります。これより前に被共済者が所定の悪性新生物または脳腫瘍と診断確定された場合には、共済金はお支払いいたしません。

*共済掛金の払込免除についてはご契約日から保障いたします。

Point 2 がんの長期化や再発時にがん治療共済金を受け取れます。

Point 3 入院1日目から保障し、長期入院も日数無制限で保障しますので、安心です。

Point 4 ご意向にあわせて、保障内容を選べます。

生活障害共済
働くわたしの ささエール病気やケガにより身体に障害が残ったとき
収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障

Point 1 公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。

Point 2 身体障害状態を幅広く保障します。原因が病気かケガかを問わず保障します。

Point 3 一時的な支出に備えられる「一時金型」、収入の減少や支出の増加に備えられる「定期年金型」のプランを選べます。

特定重度疾病共済
身近なリスクに そなエール「三大疾病」や「その他の生活習慣病」に
備えられる幅広い保障

Point 1 三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。

Point 2 4つの疾病区分ごとに、共済期間を通じてそれぞれ1回、最大で4回共済金をお支払いします。

Point 3 継続的な治療による様々な経済的負担に備えられるよう、まとまった一時金で受け取れます。

認知症共済

一生涯にわたって備えられる認知症の保障

Point 1 認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。

Point 2 認知症の予防・早期発見から発症後までをトータルでサポートする各種サービスがご利用いただけます。

Point 3 簡単な告知でご加入いただけます。

介護共済

一生涯にわたって備えられる介護保障

Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。

Point 2 介護共済金（一時金）はご自宅の改修などの初期費用に役立てられます。
*「共済年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。

Point 3 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。

一時払介護共済

まとまった資金で 一生涯にわたって備えられる介護保障

- Point 1 一生涯にわたる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。
- Point 2 公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
- Point 3 死亡給付金は相続対策にご活用いただけます。
*2022年1月末現在の法令等に基づきます。

予定利率変動型年金共済

ライフロード

自分で準備する将来の年金保障

- Point 1 毎年（毎月）の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。また、年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません。*1
- Point 2 個人年金保険料控除が受けられます。
*2 *3
- Point 3 医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
- Point 4 加入年齢・払込終了年齢・年金支払開始年齢に応じた柔軟な保障設計ができます。

*1 予定利率の推移によっては、年金額が増加しない場合があります。
*2 所定の条件を満たし、税制適格特約付契約の場合。
*3 2022年1月末現在の法令等に基づきます。

こども共済

お子さま・お孫さまの 教育資金の備えと万一保障

- Point 1 学資金のお受取りは、進学時期に合わせた中学・高校・大学プランからお選びいただけます。
- Point 2 高い貯蓄性と保障がバランスよく備わっていて、効率的に資金準備できます。
- Point 3 ご契約者（親族）がもしものとき*1その後の共済掛金はいただきません。*2
- Point 4 お子さま・お孫さまのために75歳までご契約いただけます。*3

*1 死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になったときをいいます。
*2 共済掛金払込免除不担保特則を付加する場合を除きます。
*3 ご契約者の年齢や健康状態に関わらず契約いただけるプランもございます。



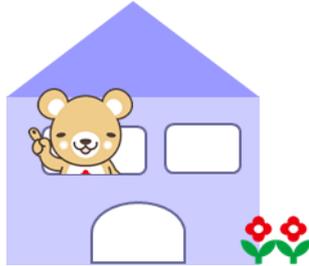
いえの保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害によるケガ等に備える



むてきプラス 建物更生共済 むてきプラス 建物更生共済 むてきプラス My家財共済

火災はもちろん、地震にも備えられる建物や家財の保障

- Point 1 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害もしっかり保障します。
- Point 2 火災や自然災害によるケガにも備えられます。
- Point 3 保障期間満了時に、満期共済金をお受けいただけます。

くるまの保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える



自動車共済 クルマスター

お車の事故による賠償やご自身とご家族のケガ、修理に備える

- Point 1 安心の充実保障！
「クルマスター」は、3つの充実保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーしますので安心です。
- Point 2 頼れる各種サービス！
24時間・365日の事故受付、レッカー・ロードサービスはもちろん、「夜間休日現場急行サービス」など、充実のサービスで安心です。
- Point 3 お得な掛金割引！
ご契約条件に応じたさまざまな割引をご用意しております。手厚い保障に納得の共済掛金で加入できるので、とってもお得です。

その他の保障

「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

※共済金のお支払いには所定の条件があります

施設賠償

生産物賠償

保管物賠償

生産物回収費用

エコーマスト

農業において発生するさまざまな賠償リスクを幅広く保障

- Point 1 農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。
- Point 2 農地面積と支払い限度額に基づく、分かりやすい共済掛金設定です。
- Point 3 自動継続のため、継続手続き不要です。

※この資料は、概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

[22282000270]

〔営農経済事業〕

営農指導事業

営農経済センターには営農渉外係を配置しており、米・野菜・果樹・花卉などの栽培方法についてアドバイスをを行い、生産力の向上に努めています。また、出向く営農指導体制を強化し、販売農家だけでなく地域全体にかかる営農指導体制を構築します。



麦栽培講習会

購買事業

管内の営農経済センター（4センター）を中心に、顧客ニーズに応えるべく、様々な肥料農薬等や生産資材、快適な生活を送るために必要な生活用品を取り扱っています。また、農機センターでは専業農家用の大型農業機械だけではなく、小型農機も数多く取り揃えています。



農機掘り出し市

販売事業

JA兵庫南ブランドとしての市場向け出荷や、契約栽培にも積極的に取り組んでいます。消費者に安全・安心をお届けするため、農薬安全使用報告書の提出の徹底、残留農薬自主検査の実施、表示の適正化に努めています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ふぁ～みんSHOPを中心に地元農産物（米・野菜・果樹・肉・加工品等）の販売を行っており、地域の消費者に好評をいただいています。



ヒンメリ

利用事業

管内にカントリーエレベーター2か所、ライスセンター1か所を設置し、米麦の共同施設として荷受、乾燥調製、出荷を行っています。また、2か所の育苗センターでは水稻苗の生産を行っています。野菜育苗は、株式会社ふぁ～みんサポート東はりまに作業を委託し、キャベツ・ブロッコリー・レタスなどの育苗を行い、農家の育苗作業時間の軽減を図っています。

加工事業

地産地消を広げるため、地元産大麦を使った新しい商品「米粒麦」や「大麦粉」の取り扱いやペットボトル麦茶「ふぁ～みん麦茶」、焼酎「六条の雫」をはじめ米粉製品もふぁ～みんSHOPにて販売しています。また、にじいろふぁ～みんでは、地元農産物を使った総菜や管内産大豆を使用した豆腐やあげを製造販売しています。



〔生活指導事業〕

支店・事業所にふれあい担当職員を配置し、「支店ふれあい委員」と連携して活動を展開し組合員・地域住民との交流を図っています。

女性会活動では加工グループの育成や目的別グループに重点をおいた活動を推し進め活性化に努めています。

また、JA兵庫南SDGs取組宣言を発信し、JAの総合事業の展開や地域活動を通じ、SDGsの達成に努めています。



女性会 味噌づくり

〔高齢者福祉事業〕

高齢者福祉事業

JA高齢者生活支援事業は、虚弱・要介護状態となった高齢者だけでなく、自立高齢者についても支援の対象者とし、高齢者が住居している地域で、安心して暮らすことができるよう、高齢者一人ひとりに対して生活の支援を行います。

・サービス付き高齢者向け住宅

ふぁ～みんの里高砂は、60歳以上の高齢者を対象とした住宅で、介護職員が常駐し安否確認と生活相談サービスを提供しています。定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスと併用することで必要な時にいつでも介護サービスを受けられます。

介護保険事業

高齢者の自立を支援し、生涯現役で快適な生活を過ごせる、地域社会づくりを目指すとともに、家庭介護の負担軽減を図る福祉事業の取り組みをしていきます。



ふぁ～みん介護センター

・通所介護事業（デイサービス）

利用される高齢者が今の生活を長く続けられるように、園芸療法の導入やリハビリやレクリエーション等を通して身体機能の維持向上に努め、自立を支援いたします。

また、地元のお米を使った安心・安全な食事の提供など、JAらしさを生かした福祉事業の展開を進めています。

・訪問介護事業（ホームヘルプサービス）

高齢者の皆様が安心して在宅生活を過ごす事が出来るように、一人ひとりに必要な介護サービスを経験豊かな専門スタッフが心をこめてお世話をさせていただきます。

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

介護度1～5の要介護認定を受けられた方を対象に、地域の高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らすために定期巡回と随時の訪問行い、支援いたします。

・居宅介護支援事業

介護に関することでわからないときや困ったときに、いつでも相談することができるケアマネジャー（介護支援専門員）がいる事業所です。

・特定施設入居者生活介護事業

ふぁ～みんの里明石は、介護度が重い方も生涯安心してお住まいいただける介護付き有料老人ホームです。入浴に必要な消耗品や、タオル・ペーパー類からオムツ、リネン関係まで全てホームが用意しています。日常的な買い足しや在庫管理が不要となり入居者・家族も安心です。

〔食農支援活動〕

食と農に対する理解を深めるため、平成22年度よりふぁ～みん食農教育支援金制度を創設し、田植、収穫、料理、ふれあい交流など地域の食農イベントを支援しています。この財源には、ふぁ～みんSHOPのエコバッグ持参運動による費用削減やレジ袋有料化代金を充てています。



ちゃぐりんスクール
ジャガイモ掘り

〔広報活動〕

組合員向けの月刊誌「ふぁ～みん」、地域住民向けのコミュニティー誌「ぷちふぁ～みん」「支店・事業所だより」の発行やJA兵庫南のホームページ「eふぁ～みん」で情報発信をしています。

また、ラジオ関西の番組「谷五郎のこんにちはふぁ～みん」（毎週金曜日13:00～13:25）に生産者・青壮年部の方々に出演していただき、JA兵庫南管内の農産物のPRを行っています。

また、支店・事業所毎にふれあいイベントを開催し組合員・地域利用者との交流を深めJAファンづくりに努めています。

(2) JAバンク・セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。さらに、当JAの貯金は、JAバンク兵庫として組合員・利用者の皆様により大きな“安心”を提供するために構築された「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」によっても守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和3年3月末における残高は1,652億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和3年3月末現在で4,522億円となっております。

◇兵庫県版JAバンク・セーフティネット

JAバンク兵庫では、組合員・利用者の皆さまにより大きな“安心”を提供するため、「兵庫県版JAバンク・セーフティネット」を構築しています。兵庫県内のJAは、JAバンク兵庫としてレベルの高い健全性を維持するために、全国水準を上回る本県独自のルールにより取り組んでいます。

JAバンク・セーフティネット

破綻未然
防止システム

破綻未然防止のための
JAバンク独自の制度



貯金保証制度

貯金者等保護のための
公的な制度



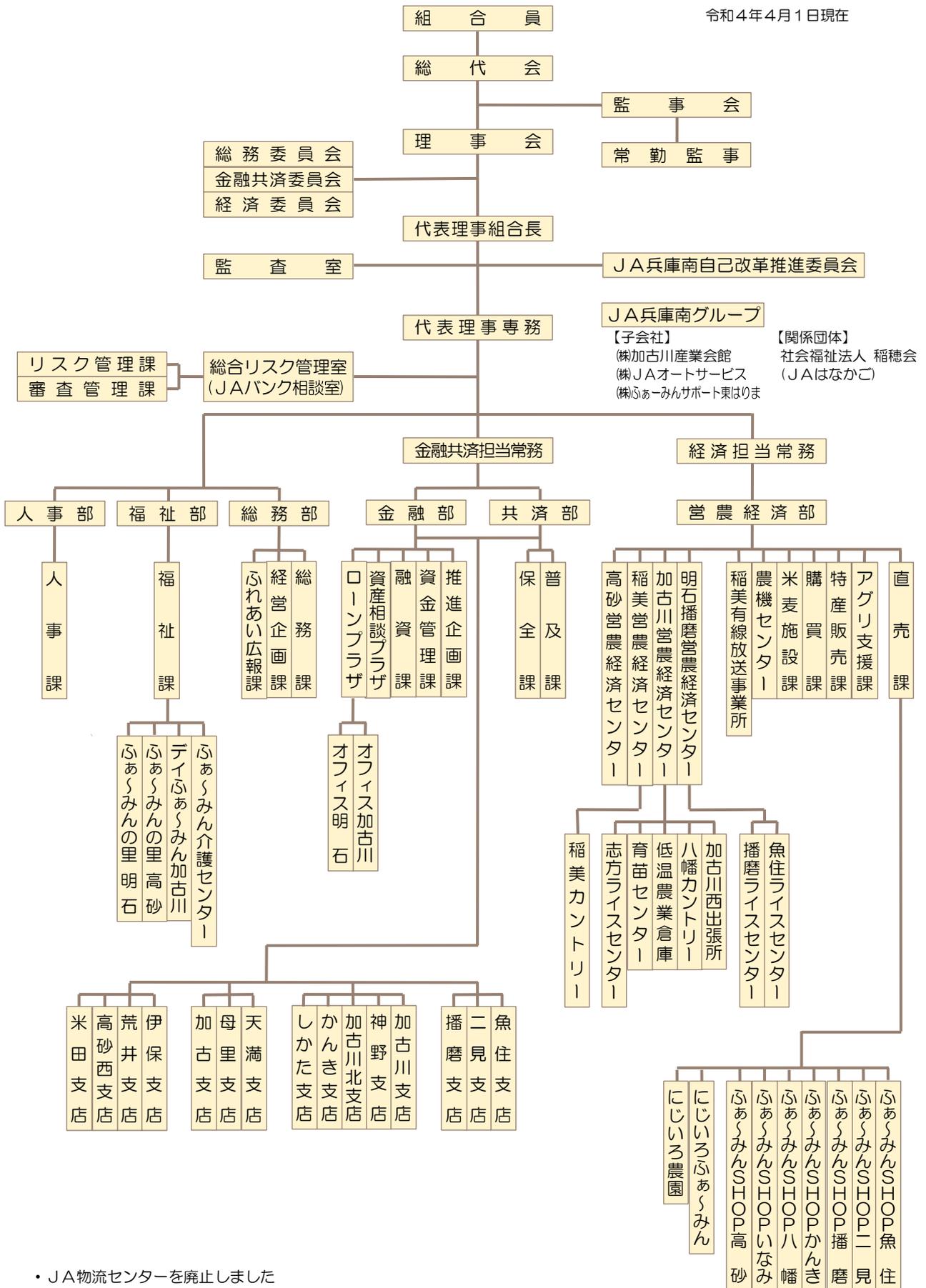
1. 沿革・歩み

1999年	4月	兵庫南農業協同組合発足 「しかた支店」オープン
	5月	「魚住ファーマーズ・マーケット」オープン
	7月	臨時総代会、総代研修会 「平荘ファーマーズ」オープン
	9月	「稲美カントリーエレベーター」竣工
	12月	「播磨ファーマーズ」オープン
2000年	1月	「農機センター」竣工
	3月	「JAグリーンかこがわ」改装オープン
	4月	社会福祉法人稲穂会「デイサービスセンターJAはなかご」オープン 「高砂経済センター」「高砂ファーマーズ」「伊保支店」オープン
	5月	「八幡カントリーエレベーター」竣工
	6月	「志方給油所」竣工 第1回通常総代会
	9月	中島出張所を伊保支店に統合
2001年	2月	インターネットホームページ「eいあ〜みん」開設
	3月	「稲美集出荷場・資材倉庫」、「加古川集出荷場・加工施設」竣工
	5月	全国JAバンクシステム「JASTEM」移行
	6月	第2回通常総代会
	9月	「二見支店」オープン、「魚住ライスセンター」竣工
	12月	「いあ〜みんSHOP二見」オープン 「旅行センター」、「不動産情報センター加古川店」移転オープン
2002年	1月	「低温農業倉庫」竣工
	3月	「ケアセンターはりま」オープン
	4月	「北浜出張所」オープン
	6月	「志方集出荷加工施設」竣工 第3回通常総代会
	10月	「いあ〜みんSHOP日岡」オープン
	11月	臨時総代会
2003年	6月	「JAやすらぎ会館加古川」オープン 第4回通常総代会
	11月	第1回加古川和牛枝肉共例会
	12月	「いあ〜みんSHOPいなみ」オープン
2004年	4月	4出張所（魚住南・本荘・土山・高砂）を各支店に統合 (株)JAオートサービス営業開始、加古セルフSS竣工
	5月	「荒井支店」オープン
	6月	第5回通常総代会
	9月	「明石播磨資材店舗」オープン
	10月	加古川支店移転、お客様相談室開設
	2005年	1月
3月		「稲美資材店舗」リニューアルオープン
4月		日岡支店を加古川支店に統合
6月		第6回通常総代会
7月		「加古川資材店舗」オープン
12月		「いあ〜みんSHOP八幡」オープン 「JAやすらぎ会館東加古川」オープン

2006年	2月	「JAやすらぎ会館高砂」オープン
	4月	「ローンプラザ加古川」オープン 加古川北支店を新築し、上荘支店・八幡支店を統合 中筋出張所を阿弥陀支店に、北浜出張所を曽根支店に統合
	6月	「ローンプラザ明石」オープン 第7回通常総代会
	9月	「JAオートサービス加古川SS」改装オープン
	10月	「高砂集出荷加工施設」オープン
2007年	12月	「八幡加工施設」オープン
	6月	「デイふぁ～みん加古川」オープン 第8回通常総代会
	7月	「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」発足
2008年	9月	「JAオートサービス天満SS」改装オープン
	4月	「高砂西支店」新築オープン（曽根支店・阿弥陀支店統合）
	6月	第9回通常総代会
	7月	「魚住支店」新築オープン
2009年	11月	「ふぁ～みんSHOPかんき」改修オープン
	12月	「米田支店」改修オープン
	3月	平荘支店を加古川北支店に統合 「(株)ふぁ～みんサポート東はりま」移転
	5月	「平荘ふれあいプラザ」オープン
	6月	第10回通常総代会
2010年	3月	「加古川支店」改修オープン
	6月	第11回通常総代会
2011年	2月	「神野支店」新築オープン
	4月	「母里支店」新築オープン
	6月	第12回通常総代会
2012年	6月	第13回通常総代会
2013年	4月	「荒井支店」改修オープン
	6月	第14回通常総代会
	9月	「ふぁ～みんの里高砂」オープン
2014年	6月	第15回通常総代会
2015年	3月	「加古支店」オープン
	6月	「ふぁ～みんの里明石」オープン 第16回通常総代会
	11月	「にじいろふぁ～みん直売所」オープン
	12月	「にじいろレストラン」オープン
2016年	4月	「にじいろ農園」オープン
	6月	第17回通常総代会
	8月	加古川支店移転オープン
2017年	6月	第18回通常総代会
2018年	6月	第19回通常総代会
2019年	6月	第20回通常総代会
	8月	臨時総代会
	12月	新本店移転オープン
2020年	6月	第21回通常総代会
2021年	6月	第22回通常総代会
	10月	「ふぁ～みん介護センター」オープン
	11月	「石材センター」移転オープン
2022年	2月	「播磨支店」改装オープン

2. 機構図

令和4年4月1日現在



- ・ JA物流センターを廃止しました
- ・ 金融部において、資産相談プラザを設置しました
- ・ 八幡営農施設や稲美カントリーなどの米麦施設の所属を各経済センターに変更しました

3. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数
青壮年部	25
女性会	1,385
明石・播磨エリア	
魚住地区キャベツ部会	32
魚住地区ブロッコリー部会	19
魚住地区ブルーベリー部会	3
明石播磨地区スイートコーン部会	19
清水いちご部会	5
ふぁ～みんSHOP魚住運営協議会	147
ふぁ～みんSHOP二見運営協議会	38
ふぁ～みんSHOP播磨運営協議会	54
明石播磨ブロックオペレーター部会	5
加古川エリア	
平荘町果樹出荷組合	5
志方いちじく部会	5
上荘肉牛部会	4
ふぁ～みんSHOPかんき運営協議会	204
ふぁ～みんSHOP八幡運営協議会	170
カントリー利用者部会	548
カントリーオペレーター部会	10
稲美エリア	
天満苺生産組合	3
稲美キャベツ部会	35
メロン部会	12
稲美スイートコーン部会	17
稲美ブロッコリー部会	17
いなみ朝市実行委員会	38
ふぁ～みんSHOPいなみ運営協議会	411
土づくり協議会	3
機械化銀行	6
高砂エリア	
JA兵庫南じゃがいも部会	8
JA兵庫南枝豆生産グループ	9
ふぁ～みんSHOP高砂運営協議会	93
再委託者部会	4

(その他の組織)

明石・播磨エリア	稲美エリア
営農組合（4組織）	稲美町花卉協会
加古川エリア	稲美町ハウス園芸組合
農事組合法人 加古川種子生産組合	兵庫県ハウストマト研究会 稲美支部
農事組合法人 八幡営農組合	農事組合法人 あぐり六分一
農事組合法人 志方東営農組合	農事組合法人 蛸草営農組合
(株)ファームかんの	農事組合法人 野寺営農
農事組合法人 みやまえ営農	(株)中新田営農組合
営農組合（8組織）	(株)マザービレッジファーマーズ
高砂エリア	一般社団法人 十七丁営農組合
営農組合（1組織）	農事組合法人 ファーム稲加見谷営農
	農事組合法人 ファーム草谷
	農事組合法人 七軒屋営農組合
	農事組合法人 上野谷営農組合
	一般社団法人 出新田営農組合
	農事組合法人 五軒屋営農組合
	営農組合（23組織）

4. 組合員数

(単位：名、法人)

資格区分		令和2年度末	当期増加	当期減少	令和3年度末	増減	
正組合員	個人	14,117	407	494	14,030	△87	
	法人	農事組合法人	16	2	0	18	2
		その他法人	17	2	1	18	1
准組合員	個人	47,900	1,702	1,230	48,372	472	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	
	農事組合法人	0	0	0	0	0	
	その他の団体	105	4	3	106	1	
合計		62,155	2,117	1,728	62,544	389	

(備考) 当年度末正組合員戸数 10,929戸 当年度末准組合員戸数 41,648戸
 ※当期減少に整理組合員 74名〔(正)13名、(准)61名〕が含まれています。

5. 役員一覧・職員数

役員

(令和4年3月31日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
代表理事組合長	中村 良祐	理事	大西 久介	理事	庄司 茂
代表理事専務	野村 隆幸	理事	田中 幸和	理事	中村 光博
常務理事	青木 計樹	理事	丸山 良作	理事	植田 雅代
常務理事	大西 秀人	理事	貴傳名 得博	理事	佐野 裕美
理事	増田 譲	理事	前田 恵一	代表監事	福壽 実
理事	田中 真洋	理事	本岡 康幸	常勤監事	上田 正人
理事	荻野 俊明	理事	大西 正彦	監事	稲岡 幸作
理事	松本 嘉太郎	理事	山本 義信	監事	藤原 修実
理事	大路 茂義	理事	小山 清明	監事	北原 豊茂
理事	岸本 昇一	理事	中森 均	員外監事	橋本 敏彦
理事	荻内 智	理事	松本 宏		
理事	本岡 壯一	理事	北野 益生		

- 農協法第30条第12項の理事構成の要件を満たしています。なお、当組合は、理事構成の要件として「理事の定数の過半数を、認定農業者・認定農業者に準ずる者・実践的能力者で構成（施行規則第76条の2第1項第2号）」を選択しています。
- 当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しています。当該保険契約は、被保険者が組合の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

職員数

(単位：名)

区分	令和2年度末	増加	減少	令和3年度末	男	女
正職員	396	8	26	378	235	143
福祉正職員	49	6	6	49	13	36
臨時・嘱託	221	18	39	200	38	162
パート	114	12	16	110	3	107
合計	780	44	87	737	289	448

当期末職員数には期末退職者は含みません。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する項目はありません。

7. 事務所の名称及び所在地

組合の施設の状況

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
本店	加古川市加古川町寺家町621	079-424-8001	
ふぁ～みんの里明石	明石市二見町東二見251-1	078-942-0555	
デイふぁ～みん加古川	加古川市西神吉町大国554-1	079-433-3550	
ふぁ～みんの里高砂	高砂市阿弥陀町北池102	079-447-0510	
ふぁ～みん介護センター	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146	079-447-0660	
ローンプラザ オフィス加古川	加古川市加古川町北在家2695	079-451-1200	
ローンプラザ オフィス明石	明石市二見町西二見2075-2	078-941-9555	
JAビル特別出張所	加古川市加古川町寺家町621		ATM
魚住支店	明石市魚住町清水143	078-947-2323	ATM2台
魚住南特別出張所	明石市魚住町西岡1311-1 (フチマルシェ駐車場内)		ATM
二見支店	明石市二見町東二見210-1	078-942-1924	ATM2台
播磨支店	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-435-1591	ATM2台
本荘特別出張所	加古郡播磨町本荘2丁目5-26		ATM
土山特別出張所	加古郡播磨町北野添2丁目2-10		ATM
加古川支店	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-422-3401	ATM2台
加古川市役所特別出張所	加古川市加古川町北在家2000		ATM
加古川南部特別出張所	加古川市加古川町稲屋4-4		ATM
日岡特別出張所	加古川市加古川町中津548-1		ATM
神野支店	加古川市神野町神野688-4	079-438-0511	ATM
フーディーズ神野特別出張所	加古川市新神野5丁目5-1		ATM
かんき支店	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2200	ATM2台
加古川北支店	加古川市上荘町都染667	079-428-2153	ATM
平荘特別出張所	加古川市平荘町神木44		ATM
ふぁ～みんSHOP八幡特別出張所	加古川市八幡町船町20		ATM
しかた支店	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-0072	ATM
志方東特別出張所	加古川市志方町細工所118-2		ATM
志方西特別出張所	加古川市志方町原610-3		ATM
天満支店	加古郡稲美町国岡3丁目24-1	079-492-0048	ATM2台
稲美町役場特別出張所	加古郡稲美町国岡1丁目1		ATM
フーディーズいなみ特別出張所	加古郡稲美町国岡3丁目24-5		ATM
にじいろふぁ～みん特別出張所	加古郡稲美町六分一1179-224		ATM
母里支店	加古郡稲美町野寺85-1	079-495-0020	ATM
加古支店	加古郡稲美町加古4767	079-492-1121	ATM
伊保支店	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-0824	ATM2台
中島特別出張所	高砂市緑丘1丁目8-48 (モリス駐車場内)		ATM
荒井支店	高砂市荒井町小松原3丁目16-12	079-443-3355	ATM
高砂駅前特別出張所	高砂市高砂町浜田町2丁目313-3		ATM
高砂西支店	高砂市中筋4丁目4-15	079-448-0001	ATM2台
曾根特別出張所	高砂市曾根町2243-1		ATM
北浜特別出張所	高砂市北浜町北脇44-1		ATM
阿弥陀特別出張所	高砂市阿弥陀町阿弥陀1146		ATM
中筋特別出張所	高砂市中筋2丁目8-935		ATM
米田支店	高砂市米田町米田3	079-432-3728	ATM
宝殿特別出張所	加古川市米田町平津441-6		ATM

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
営農総合支援センター（経済本店）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5780	
明石播磨営農経済センター	明石市魚住町西岡500-12	078-948-5380	
加古川営農経済センター	加古川市八幡町船町16	079-438-3930	
加古川営農経済センター西出張所	加古川市志方町志方町1525-1	079-452-2012	
志方集出荷加工場	加古川市志方町横大路513-1		
稲美営農経済センター （ふぁ～みんグリーン）	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5135	
高砂営農経済センター	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
高砂集出荷場・加工施設	高砂市松陽2丁目72-1	079-447-0881	
農機センター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5530	
八幡カントリーエレベーター	加古川市八幡町下村1299	079-438-5061	
稲美カントリーエレベーター	加古郡稲美町北山1243-1	079-496-5210	
魚住ライスセンター	明石市魚住町金ヶ崎780-1		
播磨ライスセンター	加古川市平岡町中野487		
志方ライスセンター	加古川市志方町高畑961-24	079-452-4672	
低温農業倉庫	加古川市八幡町船町22	079-438-2223	
育苗センター	加古川市八幡町船町22	079-438-5061	
直売課	加古郡稲美町六分一1179-224	079-495-5330	
ふぁ～みんSHOP魚住	明石市魚住町錦が丘4丁目11-5	078-947-1515	
ふぁ～みんSHOP二見	明石市二見町東二見210-1	078-942-1927	
ふぁ～みんSHOP播磨	加古郡播磨町南野添3丁目6-6	079-437-3835	
ふぁ～みんSHOP八幡	加古川市八幡町船町20	079-438-9595	
ふぁ～みんSHOPかんき	加古川市東神吉町神吉1012-1	079-434-2201	
ふぁ～みんSHOPいなみ	加古郡稲美町国岡3丁目21-3	079-497-0222	
ふぁ～みんSHOP高砂	高砂市伊保1丁目4-1	079-447-8877	
にじいろふぁ～みん	加古郡稲美町六分一1179-224	079-495-7716	
にじいろ農園	加古郡稲美町岡605-3		
有線放送事業所	加古郡稲美町国岡1丁目180	079-492-2188	

共済事業の委託施設の状況

代理業者数の推移

項目	令和2年度末	当期増加	当期減少	令和3年度末
共済代理店数	17	0	0	17

子会社等の施設の状況

㈱加古川産業会館

名 称	所 在 地	電話番号
本社（総務部）	加古川市加古川町寺家町621	079-423-6555
不動産部 資産管理課・開発課	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1386
不動産情報センター加古川店	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1387
不動産情報センター明石店	明石市魚住町錦が丘4丁目11-5	078-947-2324
葬祭部		
JAやすらぎ会館 加古川	加古川市加古川町寺家町207-1	079-424-0038
JAやすらぎ会館 東加古川	加古川市平岡町高畑822-8	079-456-1138
JAやすらぎ会館 高砂	高砂市高砂町朝日町3丁目2-4	079-444-4438
石材センター	加古川市平岡町高畑297-12	079-497-7610
旅行部		
旅行センター	加古川市加古川町篠原町300リトハ加古川	079-424-1510

㈱JAオートサービス

本社	加古郡稲美町国岡1414-1	079-497-0233
JAカーパレット	加古郡稲美町国岡1414-1	079-492-0455
加古川給油所	加古川市加古川町河原354-1	079-424-1365
天満給油所	加古郡稲美町国岡1丁目173	079-492-0015
加古給油所	加古郡稲美町加古2335	079-492-0160
かんき給油所	加古川市東神吉町神吉1015-1	079-433-8003

㈱ふぁーみんサポート東はりま

本社（事務所）	加古川市平荘町神木44	079-428-0450
パイプハウス	加古川市上荘町薬栗121-1、121-2	

関係団体

社会福祉法人 稲穂会

デイサービスセンターJAはなかご	加古郡稲美町加古2335-3	079-496-5557
リハビリ型デイサービスセンター JAはなかごてんま	加古郡稲美町国岡519	079-497-5357



I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(資産の部)		
1 信用事業資産	684,535	671,577
(1) 現金	1,619	1,649
(2) 預金	494,402	490,199
系統預金	494,291	490,087
系統外預金	110	112
(3) 有価証券	10,163	8,663
国債	1,886	1,769
地方債	4,978	3,670
政府保証債	1,017	750
特殊法人債	1,614	2,473
社債	667	—
(4) 貸出金	175,904	168,576
(5) その他の信用事業資産	3,323	3,375
未収収益	99	111
その他の資産	3,223	3,264
(6) 貸倒引当金	△877	△887
2 共済事業資産	26	38
(1) 共済貸付金	0	0
(2) その他の共済事業資産	25	38
(3) 貸倒引当金	△0	△0
3 経済事業資産	1,365	1,545
(1) 経済事業未収金	410	359
(2) 経済受託債権	557	688
(3) 棚卸資産	142	132
購買品	119	123
その他の棚卸資産	22	8
(4) その他の経済事業資産	304	418
(5) 貸倒引当金	△48	△53
4 雑資産	583	653
(1) 雑資産	583	653
(2) 貸倒引当金	△0	△0
5 固定資産	7,560	6,767
(1) 有形固定資産	7,460	6,660
建物	8,249	7,552
機械装置	1,574	1,566
土地	3,080	2,914
建物仮勘定	15	—
その他の有形固定資産	3,101	3,141
減価償却累計額	△8,562	△8,515
(2) 無形固定資産	100	106
6 外部出資	29,233	28,766
(1) 外部出資	29,233	28,766
系統出資	27,270	26,870
系統外出資	984	917
子会社等出資	977	977
7 繰延税金資産	213	123
資産の部 合計	723,518	709,473

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和2年度 (令和3年3月31日)
(負債の部)		
1 信用事業負債	689,952	677,232
(1) 貯金	686,193	671,854
(2) 借入金	14	20
(3) その他の信用事業負債	3,744	5,357
未払費用	354	422
その他の負債	3,389	4,934
2 共済事業負債	2,154	1,106
(1) 共済資金	1,267	245
(2) 未経過共済付加収入	853	815
(3) その他の共済事業負債	33	44
3 経済事業負債	919	1,147
(1) 経済事業未払金	236	199
(2) 経済受託債務	248	379
(3) その他の経済事業負債	433	568
4 雑負債	610	628
(1) 未払法人税等	202	193
(2) 資産除去債務	1	1
(3) その他の負債	406	433
5 諸引当金	807	855
(1) 賞与引当金	290	297
(2) 退職給付引当金	485	507
(3) 役員退職慰労引当金	31	51
負債の部 合計	694,444	680,969
(純資産の部)		
1 組合員資本	29,095	28,237
(1) 出資金	3,721	3,741
(2) 利益剰余金	25,390	24,508
利益準備金	6,924	6,724
その他利益剰余金	18,466	17,783
特別積立金	9,005	9,005
信用事業基盤強化積立金	4,170	3,970
施設整備積立金	2,353	2,203
固定資産圧縮積立金	343	354
災害等対策積立金	150	100
農業支援積立金	220	200
経営基盤強化積立金	785	675
合併記念事業積立金	—	3
当期末処分剰余金	1,439	1,273
(うち当期剰余金)	(1,045)	(874)
(3) 処分未済持分	△17	△12
2 評価・換算差額等	△21	265
(1) その他有価証券評価差額金	△21	265
純資産の部 合計	29,074	28,503
負債及び純資産の部 合計	723,518	709,473

2. 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	〔自：令和3年4月 1日〕 〔至：令和4年3月31日〕	〔自：令和2年4月 1日〕 〔至：令和3年3月31日〕
1 事業総利益	6,203	6,323
事業収益	9,784	10,192
事業費用	3,581	3,868
(1) 信用事業収益	5,127	5,313
資金運用収益	4,890	5,067
(うち預金利息)	(2,703)	(2,713)
(うち有価証券利息)	(87)	(102)
(うち貸出金利息)	(1,481)	(1,507)
(うちその他受入利息)	(618)	(744)
役務取引等収益	106	100
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	129	145
(2) 信用事業費用	1,627	1,765
資金調達費用	700	853
(うち貯金利息)	(633)	(774)
(うち給付補填備金繰入)	(38)	(36)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(28)	(41)
役務取引等費用	25	21
その他経常費用	901	891
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9)	(△12)
信用事業総利益	3,499	3,547
(3) 共済事業収益	1,546	1,615
共済付加収入	1,430	1,479
その他の収益	115	136
(4) 共済事業費用	66	86
共済推進費	41	58
共済保全費	20	22
その他の費用	5	5
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	—
共済事業総利益	1,479	1,528
(5) 購買事業収益	991	1,512
購買品供給高	929	1,457
購買手数料	25	—
修理サービス料	31	32
その他の収益	4	22
(6) 購買事業費用	815	1,322
購買品供給原価	772	1,242
購買品供給費	38	43
修理サービス費	3	3
その他の費用	1	33
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(12)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△5)	—
購買事業総利益	175	189
(7) 販売事業収益	1,000	618
販売品販売高	689	219
販売手数料	276	363
その他の収益	35	34
(8) 販売事業費用	628	256
販売品販売原価	550	177
販売費	48	50
その他の費用	28	28
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	△1
販売事業総利益	372	361
(9) 保管事業収益	9	11
(10) 保管事業費用	0	0
(うち貸倒引当金繰入額)	—	(0)
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	—
保管事業総利益	9	11

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(自：令和3年4月1日 至：令和4年3月31日)	(自：令和2年4月1日 至：令和3年3月31日)
(11) 加工事業収益	63	87
(12) 加工事業費用	38	58
加工事業総利益	24	29
(13) 利用事業収益	367	370
(14) 利用事業費用	207	193
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	—
(うち貸倒引当金戻入益)	—	(0)
利用事業総利益	160	176
(15) 農業経営事業収益	1	1
(16) 農業経営事業費用	0	1
農業経営事業総利益	0	0
(17) 有線放送事業収益	28	28
(18) 有線放送事業費用	8	9
(うち貸倒引当金戻入益)	(0)	(0)
有線放送事業総利益	20	18
(19) 福祉・介護事業収益	652	637
(20) 福祉・介護事業費用	130	125
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
福祉・介護事業総利益	521	512
(21) 指導事業収入	12	15
(22) 指導事業支出	73	68
指導事業収支差額	△61	△52
2 事業管理費	5,245	5,440
(1) 人件費	3,737	3,892
(2) 業務費	256	242
(3) 諸税負担金	265	264
(4) 施設費	972	1,026
(5) その他事業管理費	13	13
事業利益	957	882
3 事業外収益	485	421
(1) 受取雑利息	2	6
(2) 受取出資配当金	316	284
(3) 賃貸料	114	111
(4) 貸倒引当金戻入益	0	0
(5) 信託財産受贈益	21	—
(6) 雑収入	30	18
4 事業外費用	61	52
(1) 支払雑利息	2	4
(2) 寄付金	2	4
(3) 外部出資償却	—	2
(4) 賃貸物件管理費	47	38
(5) 雑損失	8	2
経常利益	1,381	1,251
5 特別利益	11	58
(1) 固定資産処分益	0	9
(2) 一般補助金	11	49
6 特別損失	66	192
(1) 固定資産処分損	66	114
(2) 減損損失	0	52
(3) 20周年記念事業費	—	5
(4) 新型コロナ対策費	—	20
税引前当期利益	1,325	1,117
法人税、住民税及び事業税	267	251
法人税等調整額	13	△8
法人税等合計	280	242
当期剰余金	1,045	874
当期首繰越剰余金	382	381
固定資産圧縮積立金取崩額	11	11
合併記念事業積立金取崩額	—	6
当期末処分剰余金	1,439	1,273

3. 注記表

令和3年度注記表	令和2年度注記表												
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>ア 建物（建物附属設備を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法を採用しています。 iii : 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものの定率法を採用しています。 iii : 平成28年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。 <p>ウ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。 <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法	<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）により評価しています。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しています。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 <p>② 棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産</p> <p>ア 建物（建物附属設備を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成10年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したものの旧定額法を採用しています。 iii : 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したものの定率法を採用しています。 iii : 平成28年4月1日以降に取得したものの定額法を採用しています。 <p>ウ 建物（建物附属設備を除く）、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i : 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii : 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。 <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品（肥料農薬等の単品・数量管理品）	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品（その他資材等の売価管理品）	売価還元法に基づく原価法												

令和3年度注記表	令和2年度注記表
<p>の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。</p> <p>ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。</p> <p>ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p>	<p>の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。</p> <p>ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。</p> <p>イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。</p> <p>過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。</p> <p>ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p>

令和3年度注記表	令和2年度注記表
<p>(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p>	<p>(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(6) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 (追加情報) 改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載しております。</p>
<p>2. 会計方針の変更に関する注記</p> <p>【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。</p> <p>(1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。</p> <p>(2) 購買事業および販売事業における支払奨励金等の会計処理 購買事業および販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用および販売事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。 この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ318百万円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ6百万円減少しています。 なお、これによる購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。</p> <p>【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。</p>	<p>2. 表示方法の変更に関する注記</p> <p>農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>
<p>3. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 347百万円(繰延税金負債との相殺前) ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報</p>	<p>3. 会計上の見積りに関する注記</p> <p>(1) 繰延税金資産の回収可能性 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 123百万円 ②その他の情報</p>

令和3年度注記表

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 249千円
②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 4,539百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 728百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 11百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

令和2年度注記表

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ①当事業年度の計算書類に計上した金額 52百万円
②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

- (1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。
(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 6,061百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 2,170百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 6百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

- (5) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

令和3年度注記表

(単位：百万円)	
項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	462
危険債権	0
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	463

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (1)

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権 (2)

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 (1) に掲げるものを除く。です。

3. 三月以上延滞債権 (3)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金 (1) 及び (2) に掲げるものを除く。です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金 (1)、(2) 及び (3) に掲げるものを除く。です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に関する注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	81百万円
うち事業取引高	61百万円
うち事業取引以外の取引高	20百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	149百万円
うち事業取引高	77百万円
うち事業取引以外の取引高	71百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店（ブロック）単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター（育苗センター含む）、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	100
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	149

③減損損失に至った経緯

遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものに基き算定しています。

令和2年度注記表

(単位：百万円)	
項目	金額
破綻先債権	23
延滞債権	505
3カ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	528

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1. に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

3. 3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金（1. 及び2. に掲げるものを除く。）です。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金（1. 2. 及び3. に掲げるものを除く。）です。

5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

5. 損益計算書に係る注記

【子会社等との取引高】

(1) 子会社等との取引による収益総額	95百万円
うち事業取引高	74百万円
うち事業取引以外の取引高	21百万円
(2) 子会社等との取引による費用総額	188百万円
うち事業取引高	59百万円
うち事業取引以外の取引高	128百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店（ブロック）単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター（育苗センター含む）、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
にじいろレストラン	加古郡稲美町六分 -1179-224	建物	51,940
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	136
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	227

③減損損失に至った経緯

にじいろレストランについては、レストラン事業用として取得・建設しましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、令和2年度末にレストラン事業を廃止し賃貸物件としま

令和3年度注記表	令和2年度注記表
<p>【追加情報】</p> <p>(4) 従来、ふぁ～みんSHOPに係る購買品は、購買品供給高及び購買品供給原価（前事業年度：供給高177百万円、受入高137百万円）に計上していましたが、当事業年度より内部管理体制を見直し、より適切な事業別の損益を把握するため、ふぁ～みんSHOPの受託販売品の販売に付随する商品として、販売品販売高及び販売品販売原価を含めて計上しております。</p> <p>また、ふぁ～みんSHOP直売米については、従来、受託販売品として販売手数料（前事業年度：62百万円）を計上していましたが、受託販売から買取販売に変更したため、当事業年度より販売品販売高及び販売品販売原価を計上しております。</p> <p>6. 金融商品に関する注記</p> <p>＜金融商品の状況に関する事項＞</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。</p> <p>また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p>	<p>す。資産の用途変更に伴い収益性が著しく低下したため、減損損失を認識しました。帳簿価格を回収可能額まで減額し、減損損失を認識しました。</p> <p>遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。</p> <p>④回収可能価額の算定方法等</p> <p>にじろレストランの固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.794%です。</p> <p>中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものにに基づき算定しています。</p> <p>6. 金融商品に関する注記</p> <p>＜金融商品の状況に関する事項＞</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。</p> <p>また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>①信用リスクの管理</p> <p>当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。</p> <p>②市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p> <p>とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。</p> <p>市場リスクに係る定量的情報（トレーディング目的以外の金融商品）</p> <p>当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。</p> <p>当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。</p>

令和3年度注記表

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が166百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	494,402	494,412	9
有価証券			
其他有価証券	10,163	10,163	
貸出金	175,904		
貸倒引当金(※)	△877		
貸倒引当金控除後	175,026	177,443	2,416
資産計	679,592	682,018	2,426
貯金	686,193	686,667	474
負債計	686,193	686,667	474

(※) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和2年度注記表

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が301百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	490,199	490,215	15
有価証券			
其他有価証券	8,663	8,663	
貸出金(※1)	168,577		
貸倒引当金(※2)	△886		
貸倒引当金控除後	167,691	170,576	2,885
資産計	666,554	669,456	2,901
貯金	671,854	672,448	594
負債計	671,854	672,448	594

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金1百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

令和3年度注記表

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 29,233百万円

(※)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	494,402	—	—	—	—	—
有価証券	500	400	200	6	8	9,086
その他有価証券のうち満期があるもの	500	400	200	6	8	9,086
貸出金 (※1, 2, 3)	10,847	7,927	7,977	7,300	6,939	134,493
合計	505,749	8,327	8,177	7,306	6,947	143,579

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,124百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等386百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件30百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	647,244	19,923	15,658	1,867	620	878

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	789	863	73
	地方債	2,100	2,247	147
	政府保証債	698	740	41
	特殊法人債	1,000	1,066	66
	小計	4,588	4,918	329
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,099	1,022	△77
	地方債	2,897	2,731	△166
	政府保証債	300	276	△23
	特殊法人債	599	547	△51
	社債	699	667	△32
小計	5,596	5,245	△351	
合計	10,184	10,163	△21	

令和2年度注記表

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 28,766百万円

(※)外部出資のうち市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	490,199	—	—	—	—	—
有価証券	1,100	500	400	200	6	6,094
その他有価証券のうち満期があるもの	1,100	500	400	200	6	6,094
貸出金 (※1, 2, 3)	8,350	10,035	7,709	7,444	6,767	127,837
合計	499,649	10,535	8,109	7,644	6,773	133,931

(※1) 貸出金のうち、当座貸越520百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等399百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件31百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	629,402	20,721	17,867	1,627	1,405	829

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,697	1,769	71
	地方債	3,500	3,670	170
	政府保証債	698	750	51
	特殊法人債	2,399	2,473	74
合計	8,295	8,663	368	

(※) 上記評価差額から繰延税金負債102百万円を差引いた額265百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,648
② 勤務費用	144
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	51
⑤ 退職給付の支払額	△177
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,683

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	3,169
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	18
④ 年金資産への支払額	113
⑤ 退職給付の支払額	△177
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,187

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,683
② 年金資産	△3,187
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	496
④ 未認識数理計算上の差異	△10
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	485
退職給付引当金	485

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	144
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△5
小計 (①+②+③+④)	91
⑤ 臨時に支払った割増退職金	1
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	93

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における退職給付債務	3,522
② 勤務費用	144
③ 利息費用	15
④ 数理計算上の差異の発生額	△0
⑤ 退職給付の支払額	△34
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,648

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 期首における年金資産	2,827
② 期待運用収益	56
③ 数理計算上の差異の発生額	203
④ 年金資産への支払額	115
⑤ 退職給付の支払額	△34
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,169

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 退職給付債務	3,648
② 年金資産	△3,169
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	479
④ 未認識数理計算上の差異	28
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	507
退職給付引当金	507

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	144
② 利息費用	15
③ 期待運用収益	△56
④ 数理計算上の差異の費用処理額	45
小計 (①+②+③+④)	148
⑤ 臨時に支払った割増退職金	3
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	152

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

令和3年度注記表

確定給付型年金制度 (単位：百万円)	
項 目	金 額
① 一般勘定	1,401
② 債券	1,038
③ 株式	698
④ その他	48
合 計 (①+②+③+④)	3,187

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は435百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	107
	賞与引当金	80
	退職給付引当金	135
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	8
	減損損失	53
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	17
	子会社株式	20
	期末賞与	31
	未払費用	4
	未払事業税	17
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	5
	その他	1
	小 計	533
評価性引当額	△185	
合 計	347	
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△132
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
	合 計	△134
繰延税金資産の純額		213

令和2年度注記表

確定給付型年金制度 (単位：百万円)	
項 目	金 額
① 一般勘定	1,417
② 債券	1,025
③ 株式	682
④ その他	43
合 計 (①+②+③+④)	3,169

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金43百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は486百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	116
	賞与引当金	82
	退職給付引当金	141
	貸付未収利息未計上額	30
	役員退職慰労引当金	14
	減損損失	63
	固定資産評価損	23
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	17
	子会社株式	20
	期末賞与	32
	未払費用	5
	未払事業税	16
	出資金雑益編入	6
	貯金雑益編入	2
	その他	2
	小 計	576
	評価性引当額	△210
合 計	365	
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	△102
	固定資産圧縮積立金	△137
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△0
合 計	△241	
繰延税金資産の純額		123

令和3年度注記表

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因
(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.20
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.32
	事業分量配当金	△1.60
	住民税等均等割	0.68
	評価性引当額の増減	△2.34
	税額控除	△0.35
	その他	△0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.15

10. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和2年度注記表

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因
(単位：%)

項 目		当期末
法定実効税率		27.89
調 整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.13
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.55
	事業分量配当金	△2.22
	住民税等均等割	0.81
	評価性引当額の増減	△0.76
	税額控除	△0.43
	その他	△0.14
税効果会計適用後の法人税等の負担率		21.73

4. 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
1 当期末処分剰余金	1,439	1,273
2 任意積立金取崩額	—	3
計	1,439	1,276
3 剰余金処分額	1,018	893
(1) 利益準備金	220	200
(2) 任意積立金	650	530
(うち信用事業基盤強化積立金)	(220)	(200)
(うち施設整備積立金)	(150)	(150)
(うち災害等対策積立金)	(100)	(50)
(うち農業支援積立金)	(50)	(20)
(うち経営基盤強化積立金)	(130)	(110)
(3) 出資配当金	72	74
(4) 事業分量配当金	75	89
4 次期繰越剰余金	420	382

(注) 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

普通出資に対する配当の割合 令和3年度 2.0% 令和2年度 2.0%

2. 事業分量配当金（利用高配当）の基準は、次のとおりです。

	令和3年度	令和2年度
① 貯金年間平均残高 10万円につき	15円 (令和4年3月基準)	15円 (令和3年3月基準)
② 貸出金実収利息 10万円につき	100円 (令和4年3月基準)	100円 (令和3年3月基準)
③ 長期共済保有ポイント 1ポイントにつき*	—	1円 (令和3年2月基準)
④ 出荷米1袋 (30kg)につき	50円 (令和4年3月基準)	50円 (令和3年3月基準)
⑤ 青果（FS・市場） 出荷額1万円につき	50円 (令和4年3月基準)	50円 (令和3年3月基準)
⑥ 購買品供給高（未収 供給高）1万円につき	50円 (令和4年3月基準)	50円 (令和3年3月基準)

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額60百万円が含まれています。

令和3年度 60百万円 令和2年度 50百万円

4. 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等は次頁のとおりです。

目的積立金の種類、積立目的及び取崩基準等

(単位：百万円)

種 類	信用事業基盤強化積立金	施設整備積立金	固定資産圧縮積立金
積立目的	この積立金は、金融情勢の急激な変化に対応するため、その影響の緩和および信用事業基盤の安定に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、固定資産投資計画に基づき、施設の修理・取得にあたりその必要資金を積み立てるものとする。	この積立金は、租税特別措置法の規定に基づく買い換え資産の圧縮額を、積み立てるものとする。
積立目標額	期末貯金総額の1,000分の7以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	減価償却資産の期末取得額の100分の20以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立額（減価償却資産の期末取得額の100分の1相当額）を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	圧縮額を積み立てるものとする。ただし、繰延税金負債控除後の金額とする。
取崩基準	信用事業の基盤に重大な影響があるという事実が発生した場合に、その減少額等の50%相当額を取り崩すことができる。	当該施設の取得日の属する決算期に当該年度の費用相当分を参酌の上、計画的に取り崩すものとする。	減価償却資産の法定耐用年数、除却等により、所要額を取り崩すものとする。
当期末残高	4,170	2,353	343
今回積立額	220	150	—
今回取崩額	—	—	—
積立累計額	4,390	2,503	343

種 類	災害等対策積立金	農業支援積立金	経営基盤強化積立金
積立目的	JA及び組合員に大きな影響を及ぼす地震、台風・集中豪雨等の自然災害の発生および感染症の拡大に備えることを目的とし、必要な資金を積み立てるものとする。	農産物価格、生産資材価格の著しい変動などに備え、地域農業の継続に必要な資金を積み立てるものとする。	この積立金は、大規模な臨時支出等に備え、経営基盤の強化を図るために積み立てるものとする。
積立目標額	期末貯金総額の1,000分の2以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	期末販売品販売高の100分の10以上を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。	社会情勢の変化等により、組織・事業の大幅な変更等が生じた場合、あるいは新たな会計基準の採用等に備えるため期末事業管理費の100分の20を目標として積み立てるものとする。毎事業年度の積立額については、前記範囲内において、当期剰余金額を参酌の上、計画性のある当期積立金額を総代会の承認を得て積み立てるものとする。
取崩基準	政令により激甚災害の指定を受けるなど重大な事態が発生した場合に、JA及び地域の復興のために支出した負担額を取り崩すものとする。	行政庁、JAグループが緊急対策を実施するなど生産者の経営に重大な影響がある場合に、農業支援にかかる負担額を取り崩すものとする。	大規模な臨時支出等により、剰余金が前年度に比べ大幅に減少し、事業の基盤に重大な影響が発生した場合に相当額を取り崩すものとする。
当期末残高	150	220	785
今回積立額	100	50	130
今回取崩額	—	—	—
積立累計額	250	270	915

5. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

1. 私は、当JAの令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月31日
兵庫南農業協同組合
代表理事組合長 中村 良祐

6. 部門別損益計算書

(令和3年度)

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,800	5,127	1,546	2,433	690	3	
事業費用②	3,597	1,627	66	1,690	184	28	
事業総利益③ (①-②)	6,203	3,499	1,479	743	506	△25	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤)	5,245 (388)	1,807 (87)	1,231 (53)	1,231 (175)	744 (65)	230 (7)	
うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦)		410 (33)	220 (18)	323 (26)	152 (12)	23 (1)	△1,131 (△93)
事業利益⑧ (③-④)	957	1,692	247	△488	△238	△255	
事業外収益⑨	485	175	94	140	64	10	
うち共通分⑩		175	94	138	64	10	△482
事業外費用⑪	61	21	11	19	7	1	
うち共通分⑫		21	11	16	7	1	△58
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	1,381	1,845	330	△367	△181	△246	
特別利益⑭	11	4	2	3	1	0	
うち共通分⑮		4	2	3	1	0	△11
特別損失⑯	66	24	13	19	8	1	
うち共通分⑰		24	13	19	8	1	△66
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	1,325	1,825	319	△382	△188	△247	
営農指導事業分配賦額⑲		△91	△49	△72	△34	247	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱+⑲)	1,325	1,733	270	△455	△222		

(注) 1. 部門別の事業収益、事業費用及び事業総利益は、損益計算書に記載する金額です。

2. 事業管理費の配賦

(1) 基本的な考え方

事業管理費のうち、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、当該事業部門へ直課し、直課できないものについては、合理的な配賦基準により各事業部へ配賦しています。

(2) 具体的配賦

① 人件費

各事業に属する職員にかかる実額を直課し、複数の事業部門にかかる職員については、就労時間の割合等に応じて配賦しています。なお、役員報酬については、管理部門に配賦しています。

② その他管理費

支出目的・内容に応じ関係部門へ直課しています。なお、複数部門にまたがるものについては、項目により職員数割・使用面積割等の配賦基準を定め、各事業部門へ配賦しています。

3. 事業外収益・費用、特別利益・損失

目的・内容により帰属が明らかなものは当該事業部門に直課し、その他は管理部門に配賦しています。

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	36.32	19.52	28.62	13.46	2.08	100.00
営農指導事業	37.09	19.93	29.23	13.75		100.00

7. 会計監査人の監査

令和2年度及び令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益（事業収益）	10,435	10,458	10,187	10,213	9,800
信用事業収益	5,281	5,368	5,323	5,313	5,127
共済事業収益	1,839	1,792	1,621	1,615	1,546
農業関連事業収益	2,605	2,619	2,547	2,601	2,433
その他事業収益	708	677	694	682	693
経常利益	1,155	1,101	1,039	1,251	1,381
当期剰余金	873	844	761	874	1,045
出資金 （出資口数）	3,763 (3,763,659)	3,759 (3,759,441)	3,749 (3,749,385)	3,741 (3,741,559)	3,721 (3,721,731)
純資産額	26,776	27,427	27,914	28,503	29,074
総資産額	619,981	654,710	678,050	709,473	723,518
貯金等残高	583,758	613,028	640,408	671,854	686,193
貸出金残高	129,773	146,190	159,017	168,576	175,904
有価証券残高	13,469	12,717	9,587	8,663	10,163
剰余金配当金額	150	152	191	163	148
出資配当額	74	74	74	74	72
事業分量配当額	76	77	117	89	75
職員数	834	814	786	780	737
単体自己資本比率	14.79	13.78	13.20	12.59	12.85

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和2年度	増減
資金運用収支	4,190	4,214	△24
役務取引等収支	80	78	2
その他信用事業収支	△771	△745	△25
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	4,271 (0.624)	4,293 (0.647)	△22 (△0.023)
事業粗利益 （事業粗利益率）	7,170 (0.980)	7,227 (1.022)	△56 (△0.042)
事業純益	1,384	1,260	
実質事業純益	1,925	1,786	
コア事業純益	1,925	1,786	
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	1,837	1,684	

- (注) 1. その他信用事業収支＝その他事業直接収益＋その他経常収益－その他事業直接費用－その他経常費用
 2. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託運用見合費用
 3. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産平均残高×100
 4. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他の経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取配当金＋金銭の信託運用見合費用
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高×100
 6. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
 7. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 8. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 9. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	681,191	4,890	0.717	660,337	5,067	0.767
うち預金	499,335	2,703	0.541	487,284	2,713	0.556
うち有価証券	9,309	87	0.936	9,359	102	1.094
うち貸出金	172,547	1,481	0.858	163,692	1,507	0.920
うちその他受入利息	—	618	—	—	744	—
資金調達勘定	688,452	700	0.101	663,974	853	0.128
うち貯金・定期積金	684,587	672	0.098	659,728	811	0.122
うち借入金	16	0	0.238	24	0	0.708
うちその他支払利息	3,847	28	0.735	4,221	41	0.990
総資金利ざや	—	—	0.353	—	—	0.358

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定（貯金・定期積金＋借入金＋その他支払利息）平均残高
 3. 貸付留保金及び貸付留保金利息を資金勘定（うちその他支払利息）に計上しています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△177	△12
うち預金	△9	88
うち有価証券	△15	△33
うち貸出金	△25	32
うちその他受入利息	△126	△100
支払利息	△152	△88
うち貯金・定期積金	△138	△93
うち借入金	△0	△0
うちその他支払利息	△13	5
差 引	△24	75

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの貯蓄増強奨励金が含まれています。
 3. その他受入利息には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。
 4. 貸付留保金利息の増減は、その他支払利息に計上しています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
流動性貯金	215,942	(31.5)	194,306	(29.4)	21,636
定期性貯金	468,645	(68.4)	465,209	(70.5)	3,436
その他の貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
計	684,587	(100.0)	659,516	(100.0)	25,071
譲渡性貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	684,587	(100.0)	659,516	(100.0)	25,071

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
定期貯金	443,958	(100.0)	449,198	(100.0)	△5,240
うち固定金利定期	443,946	(99.9)	449,187	(99.9)	△5,241
うち変動金利定期	12	(0.0)	10	(0.0)	2

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
手形貸付	171	(100.0)	192	(100.0)	△21
証書貸付	171,716	(100.0)	162,941	(100.0)	8,775
当座貸越	688	(100.0)	565	(100.0)	123
割引手形	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	172,576	(100.0)	163,699	(100.0)	8,877

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
固定金利貸出	92,627	(52.7)	78,339	(46.5)	14,288
変動金利貸出	81,593	(46.4)	89,104	(52.8)	△7,511
その他	1,683	(0.9)	1,133	(0.7)	550
合 計	175,904	(100.0)	168,576	(100.0)	7,328

- (注) () は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
	金額	(%)	金額	(%)	
貯金・定期積金等	958	(100.0)	1,022	(100.0)	△64
有価証券	0	(0.0)	0	(0.0)	0
動産	0	(0.0)	0	(0.0)	0
不動産	4,192	(100.0)	4,842	(100.0)	△650
その他担保物	4,542	(100.0)	4,726	(100.0)	△184
小 計	9,692	(100.0)	10,590	(100.0)	△898
農業信用基金協会保証	125,521	(100.0)	117,220	(100.0)	8,301
その他保証	36,706	(100.0)	34,627	(100.0)	2,079
小 計	162,227	(100.0)	151,847	(100.0)	10,380
信用	3,985	(100.0)	6,139	(100.0)	△2,154
合 計	175,904	(100.0)	168,576	(100.0)	7,328

④債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する項目はありません。

⑤貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
設備資金	171,777	(97.7)	163,236	(96.8)	8,541
運転資金	4,127	(2.3)	5,340	(3.2)	△1,213
合 計	175,904	(100.0)	168,576	(100.0)	7,328

(注) () は構成比です。

⑥貸出金の業種別の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和3年度		令和2年度		増 減
農業	220	(0.1)	215	(0.1)	5
林業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
水産業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
製造業	2	(0.0)	1	(0.0)	1
鉱業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
建設・不動産業	40	(0.0)	45	(0.0)	△5
電気・ガス・熱供給・水道業	0	(0.0)	0	(0.0)	0
運輸・通信業	5	(0.0)	9	(0.0)	△4
金融・保険業	800	(0.5)	1,200	(0.7)	△400
卸売・小売・サービス業・飲食業	4,614	(2.6)	6,114	(3.6)	△1,500
地方公共団体	3,118	(1.8)	3,560	(2.1)	△442
非営利法人	0	(0.0)	0	(0.0)	0
その他	167,105	(95.0)	157,432	(93.4)	9,673
合 計	175,904	(100.0)	168,576	(100.0)	7,328

(注) () は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
農業	220	215	5
穀作	101	89	12
野菜・園芸	58	63	△5
果樹・樹園農業	9	11	△2
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	3	8	△5
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	46	43	3
農業関連団体等	0	0	0
合 計	220	215	5

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

• 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	203	192	11
農業制度資金	16	23	△7
農業近代化資金	1	2	△1
その他制度資金	14	21	△7
合 計	220	215	△5

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うこととてJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3年度	462	116	7	339	462
	2年度	513	146	7	360	513
危険債権	3年度	0	0	—	—	0
	2年度	15	9	3	3	15
要管理債権	3年度	—	—	—	—	—
	2年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	3年度	—	—	—	—	—
	2年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	3年度	—	—	—	—	—
	2年度	—	—	—	—	—
小計	3年度	463	117	7	339	463
	2年度	528	155	10	363	528
正常債権	3年度	175,515				
	2年度	168,127				
合計	3年度	175,978				
	2年度	168,655				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 危険債権
 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 要管理債権
 4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
 4. 三月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
 5. 貸出条件緩和債権
 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
 6. 正常債権
 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	524	538	—	524	538	504	524	—	504	524
個別貸倒引当金	363	339	—	363	339	397	363	1	396	363
合 計	887	877	—	887	877	901	887	1	900	887

⑪貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和2年度
貸出金償却額	0	0

(注) 平成16年度より引当金を相殺した数値を表示しております。

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和3年度		令和2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	56	831	53	826
	金額	77,569	183,677	68,647	183,564
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	10	0	33	40
雑為替	件数	5	0	5	3
	金額	1,285	1,415	1,127	1,014
合 計	件数	61	837	58	832
	金額	78,865	185,093	69,809	184,619

(4) 有価証券に関する指標

①種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和2年度	増 減
国債	1,729	1,870	△141
地方債	4,281	4,066	215
政府保証債	889	698	191
金融債	0	0	0
社債	234		234
特殊法人債	2,173	2,606	△433
合 計	9,309	9,242	67

②商品有価証券種類別平均残高

該当する項目はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

	種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和3年度	国債	0	0	0	0	0	1,889	0	1,889
	地方債	399	199	0	399	100	3,897	0	4,997
	政府保証債	0	399	0	0	0	598	0	998
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊法人債	100	0	0	200	0	1,299	0	1,599
	社債	0	0	0	0	0	699	0	699
令和2年度	国債	0	0	0	0	0	1,697	0	1,697
	地方債	0	399	199	299	199	2,499	0	3,600
	政府保証債	0	399	0	0	0	298	0	698
	金融債	0	0	0	0	0	0	0	0
	特殊法人債	899	100	0	100	100	1,099	0	2,299
	社債	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

〔売買目的有価証券〕

該当する取引はありません。

〔満期保有目的の債券〕

該当する取引はありません。

〔其他有価証券〕

(単位：百万円)

種 類	令和3年度			令和2年度			
	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差 額	
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	789	863	73	999	1,087	87
	地方債	2,100	2,247	147	2,300	2,482	162
	政府保証債	698	740	41	698	750	51
	特殊法人債	1,000	1,066	66	2,000	2,091	91
	小 計	4,588	4,918	329	5,998	6,412	414
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	1,099	1,022	△77	698	682	△16
	地方債	2,897	2,731	△166	1,200	1,188	△12
	政府保証債	300	276	△23	0	0	0
	特殊法人債	599	547	△51	399	382	△17
	社債	699	667	△32	0	0	0
小 計	5,596	5,245	△351	2,297	2,251	△46	
合 計	10,184	10,163	△21	8,295	8,663	368	

②金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済事業

(1) 長期・年金共済契約高・保有契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	10,529	342,654	11,170	358,802
	定期生命共済	751	3,068	452	2,599
	養老生命共済	1,235	60,173	1,360	65,486
	うちこども共済	(1,074)	(26,110)	(1,091)	(26,854)
	医療共済	163	10,343	112	12,099
	がん共済	—	512	—	531
	定期医療共済	—	1,308	—	1,500
	介護共済	2,552	14,161	2,381	11,950
	年金共済	—	771	—	846
建物更生共済	32,734	423,867	42,150	439,356	
合 計	47,966	856,861	57,626	893,174	

(注) 1. 「金額」欄は、保障金額(「がん共済」にあつてはがん死亡共済金額とし、「医療共済」及び「定期医療共済」にあつては死亡給付金(付加された定期特約金額等を含む。)とし、「年金共済」にあつては付加された定期特約金額とする。)です。

2. 「生命総合共済」欄は、生命総合共済開始以前に契約された養老生命、こども、終身、年金の各共済種類について、合算して記載しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	86	3	102
がん共済	1	33	1	32
定期医療共済	—	3	—	3
合 計	1	122	5	138

(注) 「金額」欄は、入院共済金額です。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	2,762	17,047	2,581	14,813
生活障害共済(一時金型)	5,111	12,913	4,270	8,316
生活障害共済(定期年金型)	160	582	142	496
特定重度疾病共済	1,042	2,361	1,424	1,418

(注) 「保有高」欄は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額です。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	469	10,596	1,437	10,564
年金開始後	—	2,931	—	2,959
合 計	469	13,527	1,437	13,523

(注) 「金額」欄は、年金年額(予定利率変動型年金にあつては、最低保証年金額)です。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	52,396	46	50,829	45
自動車共済		908		909
傷害共済	15,386	14	15,235	15
団体定期生命共済	—	—	—	—
定額定期生命共済	14	0	18	0
賠償責任共済		0		1
自賠責共済		90		100
合 計		1,060		1,073

- (注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。
2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3. 購買事業

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
肥料	318	54	305	51
農薬	161	24	159	22
飼料	77	3	71	3
農業機械	271	50	336	48
その他	177	27	269	48
合 計	1,007	160	1,142	173

(2) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	供給高	粗収益	供給高	粗収益
米	—	—	—	—
一般食品	—	—	96	21
耐久消費財	72	8	42	4
日用保健雑貨	49	3	52	4
その他	111	10	123	10
合 計	232	22	314	41

4. 販売事業

(1) 受託販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	販売高	手数料	販売高	手数料
米	627	24	921	94
麦・豆・雑穀	158	12	184	16
野菜	225	7	274	9
果実	57	3	65	3
畜産物	549	5	487	4
ふぁ～みんSHOP	1,683	223	1,774	235
合 計	3,301	276	3,707	363

(2) 買取販売品取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和3年度		令和2年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
直売米	326	65	—	—
ふぁ～みんSHOP 他	363	73	219	42
合 計	689	139	219	42

(注) 令和2年度ふぁ～みんSHOPで販売した地場産米は、「(1)受託販売品取扱実績 米」に含まれています。

5. 保管事業

(単位：万円)

項 目		令和3年度	令和2年度
収 益	保管料	493	656
	荷役料	290	299
	その他	182	176
	計	965	1,132
費 用	倉庫材料費	0	—
	倉庫労務費	0	—
	その他	34	13
	計	34	13
差 引		931	1,119

6. 加工事業

(単位：万円)

項 目	令和3年度 取扱高	令和2年度 取扱高
にじいろレストラン	—	2,458
惣菜	1,806	1,765
豆腐	1,493	1,330

7. 利用事業

(単位：トン)

種 類	令和3年度 取扱高	令和2年度 取扱高
カントリーエレベーター（米）	4,847	4,928
カントリーエレベーター（大麦）	818	1,994
ライスセンター（米）	850	856
ライスセンター（小麦）	749	338
水稻育苗	111,229箱	109,936箱
野菜育苗	337万本	337万本

*カントリーエレベーター、ライスセンターは荷受重量を表示しています。

8. 農業経営事業

(単位：万円)

項 目	令和3年度	令和2年度
収 益	121	161
費 用	54	103
差 引	67	57

9. 有線放送事業

(単位：万円)

種 類	令和3年度	令和2年度
収 益	2,886	2,888
費 用	859	989
差 引	2,026	1,899

10. 福祉・介護事業

ホームヘルパー活動実績累計

(単位：時間・人)

種 類	令和3年度 (令和4年度3月末現在登録者数：76名)	令和2年度 (令和3年度3月末現在登録者数：84名)
身体介護	788	1,590
生活援助	2,238	3,594
身体・生活	663	1,188
介護予防	1,422	1,920

デイサービス利用回数累計

(単位：回)

種 類	令和3年度 (令和4年度3月末現在登録者数：142名)	令和2年度 (令和3年度3月末現在登録者数：175名)
要支援	3,407	4,539
要介護1・2	6,914	9,125
要介護3・4・5	3,729	3,606

高齢者住宅利用状況

項 目	令和3年度 入居者数	令和2年度 入居者数
ふぁ～みんの里高砂 (サービス付き高齢者向け住宅)	37名	35名
ふぁ～みんの里明石 (介護付有料老人ホーム)	70名	71名

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位：%)

項目	令和3年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.19	0.17	0.01
資本経常利益率	4.90	4.55	0.35
総資産当期純利益率	0.14	0.12	0.01
資本当期純利益率	3.71	3.18	0.52

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減	
貯貸率	期末	25.63	25.09	0.54
	期中平均	25.20	24.81	0.39
貯証率	期末	1.48	1.28	0.19
	期中平均	1.35	1.41	△0.05

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	28,946	28,074
うち、出資金及び資本準備金の額	3,721	3,741
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	25,390	24,508
うち、外部流出予定額(△)	148	163
うち、上記以外に該当するものの額	△17	△12
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	540	526
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	540	526
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	29,486	28,601
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	72	77
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	72	77
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	72	77
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	29,414	28,523

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	215,853	213,465
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,205	△1,808
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,205	△1,808
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,937	12,997
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額 (二)	228,790	226,463
自己資本比率		
自己資本比率 (八) / (二)	12.85%	12.59%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b= a×4%
現金	1,619	—	—	1,649	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,891	—	—	1,699	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,134	—	—	7,079	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	599	59	2	899	89	3
我が国の政府関係機関向け	1,803	100	4	1,903	140	5
地方三公社向け	—	—	—	100	0	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	494,257	98,851	3,954	490,064	98,012	3,920
法人等向け	5,532	4,851	194	6,324	6,030	241
中小企業等向け及び個人向け	4,919	1,763	70	4,779	1,767	70
抵当権付住宅ローン	34,777	12,083	483	34,269	11,904	476
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	414	101	4	430	100	4
取立未済手形	318	63	2	158	31	1
信用保証協会等保証付	125,583	12,437	497	117,284	11,622	464
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
出資等	2,260	2,260	90	2,330	2,330	93
（うち出資等のエクスポージャー）	2,260	2,260	90	2,330	2,330	93
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	42,496	84,486	3,379	41,228	83,242	3,329
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,776	69,441	2,777	27,778	69,446	2,777
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	241	602	24	256	640	25
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	14,478	14,441	577	13,194	13,156	526

(単位：百万円)

		令和3年度			令和2年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	証券化	—	—	—	—	—	—
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
	（うち非STC適用分）	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計 算が適用されるエクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—
	（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
	（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセ ットの額に算入されるもの の額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入され なかったものの額（△）	—	1,205	48	—	1,808	72
	標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	724,609	215,853	8,634	710,202	213,465	8,538
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—	
合計（信用リスク・アセットの額）	724,609	215,853	8,634	710,202	213,465	8,538	
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a		所要自己 資本額 b=a×4%	
		12,937	517		12,997	519	
所要自己資本額計	リスク・アセット等 （分母）計		所要自己 資本額	リスク・アセット等 （分母）計		所要自己 資本額	
		a	b=a×4%	a	b=a×4%		
		228,790	9,151	226,463	9,058		

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和3年度					令和2年度					
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	
国内	724,609	175,982	10,203	—	414	710,202	168,663	8,311	—	430	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	724,609	175,982	10,203	—	414	710,202	168,663	8,311	—	430	
法人	農業	55	55	—	—	0	38	37	—	—	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2	2	—	—	—	1	1	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	40	40	—	—	—	45	45	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	—	601	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,708	5	1,703	—	—	1,811	8	1,803	—	—
	金融・保険業	495,950	803	999	—	—	492,457	1,205	1,299	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	4,616	4,616	—	—	—	6,117	6,117	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	10,023	3,123	6,899	—	—	8,773	3,565	5,208	—	—
	上記以外	3	3	—	—	8	11	11	—	—	5
	個人	167,378	167,332	—	—	406	157,720	157,670	—	—	424
その他	44,229	0	—	—	—	43,225	0	—	—	—	
業種別残高計	724,609	175,982	10,203	—	414	710,202	168,663	8,311	—	430	
1年以下	496,702	2,054	501	—	—	491,636	582	1,101	—	—	
1年超3年以下	2,663	2,062	600	—	—	5,204	4,302	901	—	—	
3年超5年以下	3,408	3,408	—	—	—	3,186	2,986	200	—	—	
5年超7年以下	3,281	2,679	601	—	—	3,411	3,009	401	—	—	
7年超10年以下	4,612	4,511	100	—	—	5,342	5,041	300	—	—	
10年超	168,194	159,794	8,399	—	—	156,269	150,863	5,405	—	—	
期限の定めのないもの	45,747	1,471	—	—	—	45,152	1,876	—	—	—	
残存期間別残高計	724,609	175,982	10,203	—	—	710,202	168,663	8,311	—	—	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

②貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	526	540	—	526	540		506	526	—	506	526	
個別貸倒引当金	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
国内	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
国外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	8	—	—	—	—	5	—
個人	415	385	—	415	377	—	437	415	1	436	409	—
業種別計	415	385	—	415	385	—	437	415	1	436	415	—

③信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和2年度			
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計	
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト0%	—	15,094	15,094	—	13,575	13,575
	リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	125,972	125,972	—	118,532	118,532
	リスク・ウェイト20%	200	496,785	496,985	—	492,173	492,173
	リスク・ウェイト35%	—	34,522	34,522	—	34,014	34,014
	リスク・ウェイト50%	500	350	851	—	378	378
	リスク・ウェイト75%	—	1,807	1,807	—	1,893	1,893
	リスク・ウェイト100%	—	22,118	22,118	—	22,758	22,758
	リスク・ウェイト150%	—	42	42	—	46	46
	リスク・ウェイト250%	—	27,214	27,214	—	26,828	26,828
	その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—	
合 計	701	723,908	724,609	—	710,202	710,202	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	800	—	—	499	—
地方三公社向け	—	—	—	—	100	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	34	200	—	73	200	—
中小企業等向け及び個人向け	20	2,206	—	34	1,946	—
抵当権住宅ローン	—	2	—	0	3	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	54	3,210	—	108	2,750	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	29,233	29,233	28,766	28,766
合計	29,233	29,233	28,766	28,766

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

9. 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際は、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◆リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取り扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方平行シフト	1,513	1,440	0	0
2	下方平行シフト	0	0	1	3
3	スティーブ化	2,407	2,291		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,407	2,291	1	3
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	29,414		28,523	

VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図



(2) 子会社等の状況

令和4年3月31日現在

会社名	株式会社 加古川産業会館	株式会社 JAオートサービス	株式会社 ふぁーみんサポート東はりま
代表者名	代表取締役 中村良祐	代表取締役 野村隆幸	代表取締役 大西秀人
設立年月日	昭和46年7月26日	平成16年1月15日	平成19年7月19日
所在地	加古川市加古川町寺家町621	加古郡稲美町国岡1414-1	加古川市平荘町神木44
事業内容	不動産貸付・管理・分譲、駐車場、リース、旅行、石材、葬祭 他	石油製品の販売、自動車の販売・車検整備・钣金 他	農畜産物の生産・加工・販売、農地の管理、農作業の受託、水稻・野菜の育苗、植栽の管理、新規就農者・既存農家の育成・研修 他
施設の概要	JAビル、やすらぎ会館3カ所 他	自動車修理工場、給油所4カ所	事務所1カ所、倉庫1カ所、パイプハウス1カ所
資本金総額 (発行済株式)	415百万円 (15,000株)	58百万円 (2,685株)	50百万円 (1,000株)
当 JA の議決権 比率	100%	100%	89.6%
他の子会社等の 議決権比率	0%	0%	0%

(3) 連結事業概況

令和3年度における連結決算は、(株)加古川産業会館・(株)JAオートサービス・(株)ふぁーみんサポート東はりまを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常利益15億95百万円、連結当期剰余金11億87百万円、連結純資産323億59百万円、連結総資産7,273億63百万円で、連結自己資本比率13.98%となりました。

- (株)加古川産業会館は売上総利益9億23百万円、営業利益2億9百万円、当期利益は1億91百万円でした。
- (株)JAオートサービスは売上総利益3億1百万円、営業利益は37百万円、当期利益は24百万円でした。
- (株)ふぁーみんサポート東はりまは売上総利益63百万円、当期利益は1百万円でした。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結事業収益	14,214	14,731	14,829	13,345	14,782
信用事業収益	5,251	5,340	5,286	5,247	5,069
共済事業収益	1,838	1,792	1,621	1,615	1,545
農業関連事業収益	4,278	4,526	4,423	4,207	4,387
その他事業収益	2,846	3,071	3,497	2,274	3,780
連結経常利益	1,218	1,236	1,287	1,281	1,595
連結当期剰余金	901	925	942	1,056	1,187
連結純資産額	29,377	30,132	30,722	31,674	32,359
連結総資産額	623,071	657,886	679,270	711,412	727,363
連結自己資本比率	15.95	14.83	14.35	13.81	13.98

- (注) 1. 連結当期剰余金は、銀行等の連結当期利益に相当するものです。
 2. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日	科 目	令和3年度 令和4年3月31日	令和2年度 令和3年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
1 信用事業資産	680,038	665,611	1 信用事業負債	689,228	675,065
(1)現金	1,627	1,659	(1)貯金	685,470	671,236
(2)預金	494,416	490,215	(2)借入金	14	20
(3)有価証券	10,163	8,663	(3)その他の信用事業負債	3,743	3,808
(4)貸出金	171,372	162,568	2 共済事業負債	2,154	1,105
(5)その他の信用事業資産	3,322	3,372	(1)共済資金	1,267	245
(6)貸倒引当金	△863	△868	(2)未経過共済付加収入	853	815
2 共済事業資産	26	38	(3)その他の共済事業負債	33	44
(1)共済貸付金	0	0	3 経済事業負債	1,162	1,346
(2)その他の共済事業資産	25	38	(1)支払手形及び経済事業未払金	236	199
(3)貸倒引当金	△0	△0	(2)その他の経済事業負債	925	1,146
3 経済事業資産	4,608	3,608	4 雑負債	1,468	1,250
(1)受取手形及び経済事業未収金	515	436	(1)未払法人税等	205	325
(2)経済受託債権	557	688	(2)資産除去債務	27	26
(3)棚卸資産	3,280	2,118	(3)その他雑負債	1,235	898
(4)その他の経済事業資産	304	418	5 諸引当金	976	970
(5)貸倒引当金	△49	△54	(1)賞与引当金	312	318
4 雑資産	907	989	(2)退職給付に係る負債	601	574
5 固定資産	13,073	13,027	(3)役員退職慰労引当金	61	76
(1)有形固定資産	12,946	12,885	6 繰延税金負債	13	—
建物	12,794	12,597	負債の部 合計	695,003	679,738
機械装置	1,748	1,718	(純資産の部)		
土地	5,368	5,363	1 組合員資本	32,382	31,382
建設仮勘定	15	—	(1)出資金	3,721	3,741
その他の有形固定資産	3,564	3,568	(2)利益剰余金	28,681	27,656
減価償却累計額	△10,544	△10,362	(3)処分未済持分	△17	△12
(2)無形固定資産	126	142	(4)子会社の所有する親組合出資金	△4	△4
6 外部出資	28,275	27,808	2 評価・換算差額等	△28	286
(1)外部出資	28,275	27,808	(1)その他有価証券評価差額金	△21	265
7 繰延税金資産	433	328	(2)退職給付に係る調整累計額	△7	20
8 繰延資産	—	0	3 非支配株主持分	6	5
			純資産の部 合計	32,359	31,674
資産の部 合計	727,363	711,412	負債及び純資産の部 合計	727,363	711,412

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日)	(自：令和2年4月 1日 至：令和3年3月31日)
1 事業総利益	7,323	7,274
(1) 信用事業収益	5,069	5,247
資金運用収益	4,838	5,004
(うち預金利息)	(2,703)	(2,713)
(うち有価証券利息)	(87)	(102)
(うち貸出金利息)	(1,428)	(1,443)
(うちその他受入利息)	(618)	(744)
役務取引等収益	106	99
その他事業直接収益	0	0
その他経常収益	124	143
(2) 信用事業費用	1,618	1,765
資金調達費用	699	852
(うち貯金利息)	(632)	(774)
(うち給付補填備金繰入)	(38)	(36)
(うち借入金利息)	(0)	(0)
(うちその他支払利息)	(28)	(41)
役務取引等費用	25	21
その他経常費用	893	891
(うち貸倒引当金戻入益)	(△9)	(△12)
信用事業総利益	3,450	3,482
(3) 共済事業収益	1,545	1,615
共済付加収入	1,430	1,478
その他の収益	115	136
(4) 共済事業費用	62	82
共済推進費及び共済保全費	57	76
その他の費用	5	5
共済事業総利益	1,483	1,533
(5) 購買事業収益	3,375	3,586
購買品供給高	3,197	3,420
購買手数料	25	—
修理サービス料	96	94
その他の収益	56	70
(6) 購買事業費用	2,937	3,088
購買品供給原価	2,778	2,903
購買品供給費	38	43
修理サービス費	60	55
その他の費用	59	85
購買事業総利益	438	498
(7) 販売事業収益	1,011	621
販売品販売高	689	219
販売手数料	286	366
その他の収益	35	34
(8) 販売事業費用	628	256
販売品販売原価	550	177
販売費	48	50
その他の費用	28	28
販売事業総利益	383	364

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日)	(自：令和2年4月 1日 至：令和3年3月31日)
(9) その他事業収益	3,780	2,274
(10) その他事業費用	2,212	878
その他事業総利益	1,567	1,396
2 事業管理費	6,154	6,354
(1) 人件費	4,216	4,365
(2) その他事業管理費	1,937	1,988
事業利益	1,169	920
3 事業外収益	488	415
(1) 受取雑利息	2	5
(2) 受取出資配当金	316	284
(3) その他の事業外収益	169	124
4 事業外費用	62	55
(1) 支払雑利息	3	4
(2) その他の事業外費用	59	50
経常利益	1,595	1,281
5 特別利益	38	912
(1) 固定資産処分益	22	707
(2) その他の特別利益	16	204
6 特別損失	87	728
(1) 固定資産処分損	81	640
(2) 減損損失	0	52
(3) その他の特別損失	5	35
税金等調整前当期利益	1,546	1,465
法人税、住民税及び事業税	336	421
法人税等調整額	22	△12
法人税等合計	359	409
当期利益	1,187	1,056
非支配株主に帰属する当期利益	0	0
当期剰余金	1,187	1,056

(7) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	27,656	26,791
2 利益剰余金増加高	1,187	1,056
当期剰余金	1,187	1,056
3 利益剰余金減少高	162	190
配当金	162	190
4 利益剰余金期末残高	28,681	27,656

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日)	(自：令和2年4月 1日 至：令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	1,546	1,465
減価償却費	615	637
減損損失	0	52
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△9	△0
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6	△1
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△28	141
その他引当金等の増減額 (△は減少)	△14	△1
信用事業資金運用収益	△4,218	△4,259
信用事業資金調達費用	671	810
受取雑利息及び受取出資配当金	△318	△290
支払雑利息	3	4
有価証券関係損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	299	△34
外部出資関係損益 (△は益)	—	2
その他	17	△109
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増 (△) 減	△8,804	△9,823
預金の純増 (△) 減	△4,300	△18,500
貯金の純増減 (△)	14,233	31,427
信用事業借入金の純増減 (△)	△5	△6
その他の信用事業資産の純増 (△) 減	53	△15
その他の信用事業負債の純増減 (△)	2	439
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増 (△) 減	—	0
共済資金の純増減 (△)	1,021	△387
未経過共済付加収入の純増減 (△)	37	54
その他の共済事業資産の純増 (△) 減	12	△4
その他の共済事業負債の純増減 (△)	△11	1
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	△78	32
経済受託債権の純増 (△)	130	61
棚卸資産の純増 (△) 減	△1,162	△891
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	36	△38
経済受託債務の純増減 (△)	△86	72
その他の経済事業資産の純増 (△) 減	114	101
その他の経済事業負債の純増減 (△)	△134	△104

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和2年度
	(自：令和3年4月 1日 至：令和4年3月31日)	(自：令和2年4月 1日 至：令和3年3月31日)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(△)減	81	△9
その他の負債の純増減(△)	342	△33
未払消費税等の増減(△)額	△5	△2
信用事業資金運用による収入	4,215	4,180
信用事業資金調達による支出	△735	△919
事業分量配当金の支払額	△88	△116
小 計	3,428	3,935
雑利息及び出資配当金の受取額	318	290
雑利息の支払額	△3	△4
法人税等の支払額	△457	△327
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,287	3,893
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△2,991	△2,795
有価証券の償還による収入	1,099	3,599
補助金の受入れ等による収入	0	—
固定資産の取得による支出	△1,781	△415
固定資産の処分による支出	—	△562
固定資産の売却による収入	819	1,085
外部出資による支出	△466	△4,648
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,319	△3,737
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入金の返済による支出	—	△1
出資の増額による収入	22	31
出資の払戻しによる支出	△42	△39
持分の取得による支出	△17	△12
持分の譲渡による収入	12	14
出資配当金の支払額	△74	△74
財務活動によるキャッシュ・フロー	△99	△79
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△130	76
5 現金及び現金同等物の期首残高	1,921	1,844
6 現金及び現金同等物の期末残高	1,790	1,921

(注) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

	(令和3年度)	(令和2年度)
現金および預金勘定	496,043	491,874
別段預金及び定期性預金	△494,253	△489,953
現金および現金同等物	1,790	1,921

(9) 連結注記表

令和3年度連結注記表	令和2年度連結注記表												
<p>1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま <p>(2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。</p> <p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価 ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法により評価しています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii:平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法を採用しています。 	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法	<p>1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・3社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社 加古川産業会館 ・株式会社 JAオートサービス ・株式会社 ふぁーみんサポート東はりま <p>(2) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結されるすべての子会社及び子法人等の事業年度末は連結決算日と一致しております。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用しています。</p> <p>(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は連結貸借対照表上の「現金および預金」のうち、現金、当座預金、普通預金および通知預金であります。</p> <p>2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げるものの評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法</p> <p>ア 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により評価しています。</p> <p>イ その他有価証券</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により評価しています。 ・時価のないもの 移動平均法による原価法により評価しています。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち、金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 <p>②棚卸資産の評価基準及び評価方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">棚卸資産の種類</th> <th style="text-align: center;">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)</td> <td>総平均法に基づく原価法</td> </tr> <tr> <td>購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)</td> <td>売価還元法に基づく原価法</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しています。</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産</p> <p>ア 建物(建物附属設備を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成10年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの 旧定額法を採用しています。 iii:平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>イ 建物附属設備、構築物</p> <ul style="list-style-type: none"> i:平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法を採用しています。 ii:平成19年4月1日から平成28年3月31日までに取得したもの 定率法を採用しています。 iii:平成28年4月1日以降に取得したもの 定額法を採用しています。 <p>ウ 建物(建物附属設備を除く)、建物附属設備、構築物以外</p>	棚卸資産の種類	評価方法	購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法	購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												
棚卸資産の種類	評価方法												
購買品(肥料農薬等の単品・数量管理品)	総平均法に基づく原価法												
購買品・販売品(その他資材等の売価管理品)	売価還元法に基づく原価法												

令和3年度連結注記表	令和2年度連結注記表
<p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(4) 収益及び費用の計上基準 【収益認識関連】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p> <p>①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>②販売事業</p>	<p>i：平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法を採用しています。 ii：平成19年4月1日以降に取得したものの定率法を採用しています。</p> <p>②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定規程、資産査定事務要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てています。 すべての債権は、資産査定規程及び資産査定事務要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</p> <p>③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。 ア 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により計算した額を、発生の日事業年度から費用処理することとしています。 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。</p> <p>④役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p>

令和3年度連結注記表	令和2年度連結注記表
<p>組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>③利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・保冷貯蔵庫・農産物等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>④福祉・介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>(6) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(7) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。 【当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について】 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。</p> <p>3. 会計方針の変更に関する注記 【収益認識会計基準等の適用に伴う変更】 当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。 (1) 代理人取引に係る収益認識 財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。 (2) 購買事業および販売事業における支払奨励金等の会計処理 購買事業および販売事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等が顧客へ支払われる対価と認められる場合、従来は、購買事業費用および販売事業費用として計上していましたが、取引価格から減額する方法に変更しています。 収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響</p>	<p>(4) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税は税抜方式による会計処理を行っています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却しています。</p> <p>(5) 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、金額の全くないものは「-」で表示しています。</p> <p>(6) その他計算書類等作成のための基本となる重要な事項 【事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について】 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引を相殺表示していません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示してあります。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載してあります。 (追加情報) 改正された企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、今年度から新たに「事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法」に関する事項を記載してあります。</p> <p>3. 表示方法の変更に関する注記 農業協同組合法施行規則の改正および「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号)の適用に伴い、当事業年度より重要な会計上の見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載しています。</p>

令和3年度連結注記表

額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の購買事業収益および購買事業費用がそれぞれ318百万円減少し、販売事業収益および販売事業費用がそれぞれ6百万円減少しています。

なお、これによる購買事業総利益、販売事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

【時価の算定に関する会計基準等の適用に伴う変更】

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 347百万円(繰延税金負債との相殺前)

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 249千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

令和2年度連結注記表

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額 328百万円

②その他の情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案し、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 52百万円

②その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否の判定単位は、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループを最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定における将来キャッシュ・フローについては、令和2年6月に作成した中期経営計画等を勘案して算出しており、中期経営計画の期間終了以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

【資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額】

(1) 資産に係る圧縮記帳額の直接控除額は次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
建物	769
構築物	405
機械装置	502
器具備品	4
無形固定資産	2
合計	1,683

令和3年度連結注記表

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【子会社等に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 子会社等に対する金銭債権の総額 4,539百万円
子会社等に対する金銭債務の総額 728百万円

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (4) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 11百万円

【債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額】

- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	462
危険債権	0
三月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	463

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権(2)
債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)です。
3. 三月以上延滞債権(3)
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)です。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金((1)、(2)及び(3)に掲げるものを除く。)です。
5. 上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に係る注記

【子会社等との取引高】

- (1) 子会社等との取引による収益総額 81百万円
うち事業取引高 61百万円
うち事業取引以外の取引高 20百万円
- (2) 子会社等との取引による費用総額 149百万円
うち事業取引高 77百万円
うち事業取引以外の取引高 71百万円

【減損損失】

(3) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店(ブロック)単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター(育苗センター含む)、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

令和2年度連結注記表

(注) 平成11年4月1日以降における固定資産の補助金等の圧縮額の累計を計上しています。

【担保に供した資産等】

- (2) 為替決済等の代用として、定期預金9,000百万円を差し入れています。
福祉事業に係る債務保証として、定期預金150百万円を差し入れています。

【役員に対する金銭債権・債務の総額】

- (3) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 6百万円

【貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳】

- (4) 破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

項目	金額
破綻先債権	23
延滞債権	505
3カ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	—
合計	528

(注) ①破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

②延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、1.に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

③3カ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金(1.及び2.に掲げるものを除く。)です。

④貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(1.、2.及び3.に掲げるものを除く。)です。

⑤上記に掲げた額については、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 連結損益計算書に係る注記

【減損損失】

(1) 減損損失に関する注記

①グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思判断基準や利益管理単位を考慮して、基幹支店(ブロック)単位のグルーピングとしています。支店については、場所別の管理会計により収支を把握していることから単独の単位としています。

ふぁ～みんSHOP、ライスセンター、営農経済センター、福祉介護施設、有線放送事業所については、ブロック内の一般資産のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、ブロックごとの共用資産としています。

本店、農機センター、カントリーエレベーター(育苗センター含む)、低温倉庫、にじいろふぁ～みんについては、JA全体のキャッシュ・フローの生成に寄与していると考えられるため、全体共用資産としています。

令和3年度連結注記表

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	100
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	149

③減損損失に至った経緯

遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものにに基づき算定しています。

【追加情報】

(4) 従来、ふぁ～みんSHOPに係る購買品は、購買品供給高及び購買品供給原価（前事業年度：供給高177百万円、受入高137百万円）に計上していましたが、当事業年度より内部管理体制を見直し、より適切な事業別の損益を把握するため、ふぁ～みんSHOPの受託販売品の販売に付随する商品として、販売品販売高及び販売品販売原価に含めて計上しております。

また、ふぁ～みんSHOP直売米については、従来、受託販売品として販売手数料（前事業年度：62百万円）を計上していましたが、受託販売から買取販売に変更したため、当事業年度より販売品販売高及び販売品販売原価を計上しております。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けている他、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適

令和2年度連結注記表

②減損損失を計上した資産の概要と減損損失の内訳

(単位：千円)

対象資産	所在地	種類	金額
にじいろレストラン	加古郡稲美町六分 -1179-224	建物	51,940
中筋土地 (遊休資産)	高砂市中筋3丁目 776-1	土地	136
旧母里給油所跡地 (遊休資産)	加古郡稲美町蛸草 45-1他	土地	227

③減損損失に至った経緯

にじいろレストランについては、レストラン事業用として取得・建設しましたが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、令和2年度末にレストラン事業を廃止し賃貸物件とします。資産の用途変更に伴い収益性が著しく低下したため、減損損失を認識しました。帳簿価格を回収可能額まで減額し、減損損失を認識しました。

遊休資産については、地価の下落に伴い減損損失を認識しました。

④回収可能価額の算定方法等

にじいろレストランの固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は6.794%です。

中筋土地及び旧母里給油所跡地の回収可能価額については正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額を合理的に調整したものにに基づき算定しています。

7. 金融商品に関する注記

<金融商品の状況に関する事項>

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の事業者等へ貸付けを行い、また余裕金を兵庫県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、契約不履行によってもたらされる信用リスクがあります。

また、有価証券は主に国債や地方債などの債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクがあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理室 審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適

令和3年度連結注記表

切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が166百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	494,402	494,412	9
有価証券			
その他有価証券	10,163	10,163	
貸出金	175,904		
貸倒引当金(※)	△877		
貸倒引当金控除後	175,026	177,443	2,416
資産計	679,592	682,018	2,426
貯金	686,193	686,667	474
負債計	686,193	686,667	474

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※2) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap。以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格、または、日本証券業協会公表の売買参考統計値によっています。

③貸出金

令和2年度連結注記表

切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当期末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が301百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

<金融商品の時価等に関する事項>

(5) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当期末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:百万円)

項目	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	490,199	490,215	15
有価証券			
その他有価証券	8,663	8,663	
貸出金(※1)	168,577		
貸倒引当金(※2)	△886		
貸倒引当金控除後	167,691	170,576	2,885
資産計	666,554	669,456	2,901
貯金	671,854	672,448	594
負債計	671,854	672,448	594

(※1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金1百万円を含めています。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金です。

(※3) 貸出金、貯金についてはJAと子会社の取引を含み、預金については子会社分を含めずに表示しています。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

令和3年度連結注記表

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 29,233百万円

(※) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	494,402	—	—	—	—	—
有価証券	500	400	200	6	8	9,086
その他有価証券のうち満期があるもの	500	400	200	6	8	9,086
貸出金 (※1, 2, 3)	10,847	7,927	7,977	7,300	6,939	134,493
合計	505,749	8,327	8,177	7,306	6,947	143,579

(※1) 貸出金のうち、当座貸越1,124百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等386百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件30百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 貸出金についてはJAと子会社との取引を含み、預金については子会社分を含めず表示しています。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	647,244	19,923	15,658	1,867	620	878

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金についてはJAと子会社との取引を含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和2年度連結注記表

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(※) 27,808百万円

(※) 外部出資のうち市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(8) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	490,199	—	—	—	—	—
有価証券	1,100	500	400	200	6	6,094
その他有価証券のうち満期があるもの	1,100	500	400	200	6	6,094
貸出金 (※1, 2, 3)	8,350	10,035	7,709	7,444	6,767	127,837
合計	499,649	10,535	8,109	7,644	6,773	133,931

(※1) 貸出金のうち、当座貸越520百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞が生じている延滞債権・期限の利益を喪失した債権等399百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件31百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 貸出金についてはJAと子会社との取引を含み、預金については子会社分を含めず表示しています。

(9) 有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：百万円)

種類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	629,402	20,721	17,867	1,627	1,405	829

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金についてはJAと子会社との取引を含めています。

8. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

①その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

令和3年度連結注記表

(単位：百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	789	863
	地方債	2,100	2,247
	政府保証債	698	740
	特殊法人債	1,000	1,066
	小計	4,588	4,918
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	1,099	1,022
	地方債	2,897	2,731
	政府保証債	300	276
	特殊法人債	599	547
	社債	699	667
	小計	5,596	5,245
合計	10,184	10,163	△21

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
① 期首における退職給付債務	3,743
② 勤務費用	156
③ 利息費用	16
④ 数理計算上の差異の発生額	51
⑤ 退職給付の支払額	△179
⑥ 期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,788

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
① 期首における年金資産	3,169
② 期待運用収益	63
③ 数理計算上の差異の発生額	18
④ 年金資産への支払額	113
⑤ 退職給付の支払額	△177
⑥ 期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,187

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整額

(単位：百万円)

項目	金額
① 退職給付債務	3,788
② 年金資産	△3,187
③ 未積立退職給付債務(①+②)	601
④ 貸借対照表計上純額	601
⑤ 退職給付に係る負債	601

令和2年度連結注記表

(単位：百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額(※)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	1,697	1,769
	地方債	3,500	3,670
	政府保証債	698	750
	特殊法人債	2,399	2,473
合計	8,295	8,663	368

(※) 上記評価差額から繰延税金負債102百万円を差引いた額265百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づく退職一時金制度に加えて、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
① 期首における退職給付債務	3,620
② 勤務費用	156
③ 利息費用	15
④ 数理計算上の差異の発生額	△0
⑤ 退職給付の支払額	△48
期末における退職給付債務 (①+②+③+④+⑤)	3,743

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

項目	金額
① 期首における年金資産	2,827
② 期待運用収益	56
③ 数理計算上の差異の発生額	203
④ 年金資産への支払額	115
⑤ 退職給付の支払額	△34
期末における年金資産 (①+②+③+④+⑤)	3,169

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整額

(単位：百万円)

項目	金額
① 退職給付債務	3,743
② 年金資産	△3,169
③ 未積立退職給付債務(①+②)	574
④ 貸借対照表計上純額	574
退職給付に係る負債	574

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	156
② 利息費用	16
③ 期待運用収益	△63
④ 数理計算上の差異の費用処理額	△5
小計 (①+②+③+④)	103
⑤ 臨時に支払った割増退職金	1
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	105

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,401
② 債券	1,038
③ 株式	698
④ その他	48
合計 (①+②+③+④)	3,187

(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	△10
合計	△10

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金42百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は435百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 勤務費用	156
② 利息費用	15
③ 期待運用収益	△56
④ 数理計算上の差異の費用処理額	45
小計 (①+②+③+④)	161
⑤ 臨時に支払った割増退職金	3
⑥ 出向負担金受入	△0
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	164

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの金額は、次のとおりです。

確定給付型年金制度 (単位：百万円)

項 目	金 額
① 一般勘定	1,417
② 債券	1,025
③ 株式	682
④ その他	43
合計 (①+②+③+④)	3,169

(7) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果控除前)

(単位：百万円)

項 目	金 額
① 未認識数理計算上の差異	△28
合計	△28

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

項 目	比率等
① 割引率	0.44%
② 長期期待運用収益率	2.00%
③ 数理計算上の差異の処理年数	10年
④ 過去勤務費用の処理年数	10年

(10) 特例業務負担金の将来見込額

人件費のうち福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金43百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は486百万円となっています。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等は次のとおりです。

令和3年度連結注記表

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	107
	賞与引当金	87
	退職給付引当金に係る負債	169
	貸付未収利息未計上額	29
	役員退職慰労引当金	17
	減損損失	61
	固定資産評価損	11
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	17
	子会社株式	213
	期末賞与	31
	未払費用	5
	未払事業税	17
	出資金雑益編入	5
	貯金雑益編入	2
	その他有価証券評価差額金	5
	その他	10
	小計	793
	評価性引当額	△186
	合計	606
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△145
	譲渡損益調整勘定	△1
	その他	△39
	合計	△186
繰延税金資産の純額		419

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目		当期末
法定実効税率		27.89
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.85
	事業分量配当金	△1.36
	住民税等均等割	0.67
	評価性引当額の増減	△1.98
	税額控除	△0.63
	その他	△2.70
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.21

1.1. キャッシュ・フローに関する注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	496,043
別段預金及び定期性預金	△494,253
現金および現金同等物	1,790

1.2. 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和2年度連結注記表

(単位：百万円)

主な内訳		当期末
繰延税金資産	貸倒引当金超過額	116
	賞与引当金	88
	退職給付引当金に係る負債	160
	貸付未収利息未計上額	30
	役員退職慰労引当金	21
	減損損失	72
	固定資産評価損	23
	未払費用(社会保険料事業主負担分)	18
	子会社株式	182
	期末賞与	32
	未払費用	6
	未払事業税	23
	出資金雑益編入	6
	貯金雑益編入	2
	その他	9
	小計	796
	評価性引当額	△211
	合計	585
	繰延税金負債	その他有価証券評価差額金
固定資産圧縮積立金		△150
譲渡損益調整勘定		△1
その他		△2
繰延税金資産の純額		328

(2) 法定実効税率と法人税等の負担率との差異の主な原因

(単位：%)

項目		当期末
法定実効税率		27.89
調整	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11
	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△2.71
	事業分量配当金	△1.69
	住民税等均等割	0.70
	評価性引当額の増減	0.56
	税額控除	△0.33
	その他	3.38
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.92

1.1. キャッシュ・フローに関する注記

(1) 現金及び現金同等物の期末残高と(連結)貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

現金および預金勘定	491,874
別段預金及び定期性預金	△489,953
現金および現金同等物	1,921

(10) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
破産更生債権及びこれに準ずる債権額	462	513	△51
危険債権額	0	15	△15
要管理債権額	—	—	—
うち三月以上延滞債権額	—	—	—
うち貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計 (A)	463	528	△65
うち担保・保証付債権額 (B)	123	164	△41
担保・保証控除後債権額 (C)	340	364	△24
個別計上貸倒引当金残高 (D)	339	363	△24
差引額 (E) = (C) - (D)	1	1	0
一般計上貸倒引当金残高	538	524	14
正常債権額	175,515	168,127	7,388

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。
7. 担保・保証付債権額
農協法に基づく開示のうち、貯金・定期積金、有価証券（上場公社債、上場株式）及び確実な不動産担保付の貸出残高ならびに農業信用基金協会等公的保証機関等による保証付の債権についての当該担保・保証相当額です。
8. 個別計上貸倒引当金残高
農協法に基づく開示のうち、すでに個別貸倒引当金に繰り入れた当該引当金の残高です。
9. 担保・保証控除後債権額
農協法に基づく開示債権額から、担保・保証付債権額を控除した債権金残高です。

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和3年度	令和2年度
信用事業	事業収益	5,069	5,247
	経常利益	1,845	1,812
	資産の額	680,038	665,611
共済事業	事業収益	1,545	1,615
	経常利益	330	333
	資産の額	26	38
農業関連事業	事業収益	4,387	4,207
	経常利益	△367	△454
	資産の額	4,608	3,608
その他の事業	事業収益	3,780	2,274
	経常利益	△213	△410
	資産の額	42,690	42,154
計	事業収益	14,782	13,345
	経常利益	1,595	1,281
	資産の額	727,363	711,412

2. 連結自己資本の充実の状況

●連結自己資本比率の状況●

令和4年3月末における連結自己資本比率は、13.98%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	兵庫南農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	3,717百万円 (前年度 3,737百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより自己資本比率を算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	32,084	31,055
うち、出資金及び資本準備金の額	3,717	3,737
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	28,532	27,493
うち、外部流出予定額(△)	148	163
うち、上記以外に該当するものの額	△17	△12
コア資本に算入される評価・換算差額等	△7	20
うち、退職給付に係るものの額	△7	20
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	526	543
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	526	543
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	32,603	31,619

(単位：百万円、%)

項目	令和3年度	令和2年度
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	72	77
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	72	77
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	72	77
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	32,530	31,542
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	219,677	215,392
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,808	△1,808
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,808	△1,808
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	12,937	12,997
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額（二）	232,615	228,390
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（ハ）／（二）	13.98%	13.81%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当連携グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当連携グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b= a×4%
現金	1,627	—	—	1,659	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,891	—	—	1,699	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,134	—	—	7,079	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	599	59	2	899	89	3
我が国の政府関係機関向け	1,803	100	4	1,903	140	5
地方三公社向け	—	—	—	100	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	494,994	98,998	3,959	490,697	98,139	3,925
法人等向け	1,001	318	12	316	20	0
中小企業等向け及び個人向け	4,919	1,763	70	4,779	1,767	70
抵当権付住宅ローン	34,777	12,083	483	34,269	11,904	476
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	414	101	4	430	100	4
取立未済手形	318	63	2	158	31	1
信用保証協会等保証付	125,583	12,437	497	117,284	11,622	464
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	—	—	0	—	—
出資等	1,283	1,283	51	1,352	1,352	54
（うち出資等のエクスポージャー）	1,283	1,283	51	1,352	1,352	54
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	50,877	89,848	3,593	49,303	92,031	3,681
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	27,776	69,441	2,777	27,778	69,446	2,777
（うち特定項目のうち調整項目に参入されない部分に係るエクスポージャー）	241	602	24	256	640	25
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	22,859	19,804	792	21,268	21,944	877

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和3年度			令和2年度			
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ア セット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	
証券化	証券化	—	—	—	—	—	—	
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	
	(うち非STC適用分)	—	—	—	—	—	—	
	再証券化	再証券化	—	—	—	—	—	—
		リスク・ウェイトのみなし計 算が適用されるエクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—
		(うちルックスルー方式)	—	—	—	—	—	—
		(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 250%)	—	—	—	—	—	—
		(うち蓋然性方式 400%)	—	—	—	—	—	—
		(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
		経過措置によりリスク・ア セットの額に算入されるもの の額	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調 達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリ スク・アセットの額に算入され なかったものの額(Δ)	—	1,205	48	—	1,808	72	
	標準的手法を適用するエクスポ ージャー別計	728,226	215,853	8,634	711,934	215,392	8,615	
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—	
	中央清算機関関連エクスポー ジャー	—	—	—	—	—	—	
合計(信用リスク・アセットの額)	728,226	215,853	8,634	711,934	215,392	8,615		
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	a	b=a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額	a	b=a×4%		
		12,937	517		12,997	519		
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母)計	a	所要自己 資本額	リスク・アセット等 (分母)計	a	所要自己 資本額		
			b=a×4%			b=a×4%		
		228,790	9,151		228,390	9,135		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で信用事業を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.18）をご参照ください。

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和3年度					令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	728,226	170,973	10,203	—	414	711,934	162,655	8,311	—	430
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計	728,226	170,973	10,203	—	414	711,934	162,655	8,311	—	430
法人	農業	55	55	—	—	0	38	37	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	2	2	—	—	—	1	1	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	40	40	—	—	—	45	45	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	601	—	601	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	1,708	5	1,703	—	—	1,811	8	1,803	—
	金融・保険業	495,950	803	999	—	—	492,457	1,205	1,299	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	8,233	732	—	—	—	7,849	109	—	—
	日本国政府・地方公共団体	10,023	3,123	6,899	—	—	8,773	3,565	5,208	—
	上記以外	3	3	—	—	8	11	11	—	—
個人	167,378	167,332	—	—	406	157,720	157,670	—	—	424
その他	44,229	0	—	—	—	43,225	0	—	—	—
業種別残高計	728,226	172,098	10,203	—	414	711,934	162,655	8,311	—	430
1年以下	495,002	223	501	—	—	491,533	479	1,101	—	—
1年超3年以下	2,084	1,478	600	—	—	2,304	1,402	901	—	—
3年超5年以下	3,408	2,761	—	—	—	2,547	2,347	200	—	—
5年超7年以下	3,281	2,679	601	—	—	3,411	3,009	401	—	—
7年超10年以下	4,612	4,511	100	—	—	5,342	5,041	300	—	—
10年超	166,589	158,189	8,399	—	—	153,904	148,498	5,405	—	—
期限の定めのないもの	4,683	1,128	—	—	—	20,619	1,876	—	—	—
残存期間別残高計	679,661	170,973	10,203	—	—	679,661	162,655	8,311	—	—

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額、業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年度						令和2年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的 使用	その他					目的 使用	その他		
一般貸倒引当金	507	526	—	507	526		486	507	—	486	507	
個別貸倒引当金	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
国 内	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	415	385	—	415	385		437	415	1	436	415	
法 人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	5
個 人	415	385	—	415	377	—	437	415	1	436	409	—
業種別計	415	385	—	415	385	—	437	415	1	436	415	—

④信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	令和3年度			令和2年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト0%	—	15,102	15,102	—	13,585	13,585
リスク・ウェイト2%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト4%	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト10%	—	125,972	125,972	—	118,532	118,532
リスク・ウェイト20%	200	497,522	497,723	—	492,806	492,806
リスク・ウェイト35%	—	34,522	34,522	—	34,014	34,014
リスク・ウェイト50%	500	350	851	—	378	378
リスク・ウェイト75%	—	1,807	1,807	—	1,893	1,893
リスク・ウェイト100%	—	25,691	25,691	—	23,848	23,848
リスク・ウェイト150%	—	42	42	—	46	46
リスク・ウェイト250%	—	27,214	27,214	—	26,828	26,828
その他	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイト1250%	—	—	—	—	—	—
合 計	701	728,226	728,927	—	711,934	711,934

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額含まれます。
2. 「格付あり」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」には原エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを表示しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.86）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区 分	令和3年度			令和2年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリ バティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	800	—	—	499	—
地方三公社向け	—	—	—	—	100	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	34	200	—	73	200	—
中小企業等向け及び個人向け	20	2,206	—	34	1,946	—
抵当権住宅ローン	—	2	—	0	3	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
合 計	54	3,210	—	108	2,750	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとして貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」（証券化エクスポージャー）とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、当該第三者に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

①オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p.18）をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

①出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.87)をご参照ください。

②出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和3年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	28,255	28,255	27,788	27,788
合計	28,255	28,255	27,788	27,788

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和3年度			令和2年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

④連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

⑤連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

令和3年度		令和2年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度	令和2年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	—	—

(10) 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定方法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p.89）をご参照ください。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
1	上方平行シフト	1,513	1,440	0	0
2	下方平行シフト	0	0	1	3
3	スティープ化	2,407	2,291		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,407	2,291	1	3
		令和3年度		令和2年度	
8	自己資本の額	32,530		31,542	

No.	開 示 基 準 項 目	
I. 組合単体ベースのディスクロージャー開示項目		
1	業務の運営の組織	42
2	理事及び監事の氏名及び役職名	44
3	会計監査人の氏名又は名称	67
4	事務所の名称及び所在地	45
特定信用事業代理業者に関する事項		
5	(1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (2) 特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地	44
6	主要な業務の内容	24
7	事業の概況	7
直近5事業年度における業務の状況を示す指標		
8	(1) 経常収益 (2) 経常利益又は経常損失 (3) 当期剰余金又は当期損失金 (4) 出資金及び出資口数 (5) 純資産額 (6) 総資産額 (7) 貯金等残高 (8) 貸出金残高 (9) 有価証券残高 (10) 単体自己資本比率 (11) 剰余金の配当の金額 (12) 職員数	68
直近2事業年度の事業の状況を示す指標		
9	(1) 主要な業務の状況を示す指標 (2) 貯金に関する指標 (3) 貸出金等に関する指標 (4) 有価証券に関する指標	68
10	リスク管理の体制	18
11	法令遵守の体制	19
12	中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取り組みの状況	17
13	苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	19
14	直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	49
直近2事業年度の貸出金に係る事項		
15	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (2) 危険債権 (3) 三月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権 (5) 正常債権	72
16	元本補てん契約のある信託に係る貸出金に関する事項	73
17	直近2事業年度の自己資本の充実の状況	80
次の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益		
18	(1) 有価証券 (2) 金銭の信託 (3) デリバティブ取引 (4) 金融等デリバティブ取引（法第10条第6項第13号に規定する取引） (5) 有価証券店頭デリバティブ取引（法第10条第6項第15号に規定する取引）	74
19	直近2事業年度の貸倒引当金の期末残高及び期中増減額	73
20	直近2事業年度の貸出金償却の額	73
21	法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	67

Ⅱ. 組合とその子会社等の連結ベースのディスクロージャー開示項目

1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	90
	組合の子会社等の事項	
	(1) 名称	
	(2) 主たる営業所又は事務所の所在地	
2	(3) 資本金又は出資金	90
	(4) 事業の内容	
	(5) 設立年月日	
	(6) 組合が有する子会社等の議決権の割合	
	(7) 組合の他の子会社等が有する当該子会社等の議決権の割合	
3	事業の概況	90
	直近5連結事業年度の業務の状況を示す指標	
	(1) 経常収益	
	(2) 経常利益又は経常損失	
4	(3) 当期利益又は当期損失	91
	(4) 純資産額	
	(5) 総資産額	
	(6) 連結自己資本比率	
5	直近2連結事業年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	92
	直近2連結事業年度の貸出金に係る事項	
	(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
6	(2) 危険債権	108
	(3) 三月以上延滞債権	
	(4) 貸出条件緩和債権	
	(5) 正常債権	
7	直近2連結事業年度の自己資本の充実の状況	109
8	直近2連結事業年度の事業区分ごとの経常収益、経常利益、資産の額	108



2022 ディスクロージャー／JA 兵庫南

令和 4 年 7 月発行

兵庫南農業協同組合

発行責任者 代表理事組合長 中村 良祐

〒675-0066 兵庫県加古川市加古川町寺家町 621

TEL 079-424-8001（代表）

FAX 079-424-1134

<http://www.ja-hyogominami.com/>

農業を基軸とした地域協同組合の実現

Farming Power Up Plan 2020~2023